

令和 8 年度静岡県立こころの医療センター
設備保守管理業務委託（令和 8 年 10 月～令和 11 年 9 月）契約書（案）

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義・誠実をもって、この契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

第 2 条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）委託業務の内容

別紙「静岡県立こころの医療センター設備保守管理業務委託仕様書」に定める業務

（2）委託業務の場所

静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号

静岡県立こころの医療センター

（委託契約期間）

第 3 条 この契約の期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 3 年間とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

（申出義務）

第 4 条 乙は、この契約締結後の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て、甲、乙、協議の上解決するものとする。

（委託料及び支払方法）

第 5 条 甲は、乙に対して委託業務を処理する為の費用（以下「委託料」という）として、金●●●, ●●●, ●●●円に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得られる額を乙に支払うものとする。

2 前項の委託料の月額額は、●, ●●●, ●●●円に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得られる額とし、毎月の委託業務終了後、乙が甲に請求し、甲は請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、最終月の委託料は、●, ●●●, ●●●円に消費税及び地方消費税相当額を加算して得られる額とする。

（経費の負担）

第 6 条 甲は、乙が委託業務を処理する為に必要とする次の経費を負担する。

（1）電力給水等光熱水費・寝具・ロッカー等

(2) 設備の維持・修繕用消耗品類

(建物の使用)

第7条 乙は、委託業務の実施に当たり甲の承諾を得てから甲の建物の一部及び施設、備品等を使用することができる。

2 乙は、前項建物の使用にあたっては、善良なる管理者としての注意をもって管理しなければならない。

(処理状況の調査)

第8条 甲は、必要あると認めるときは、自ら処理状況を調査することができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務実施中に知り得た甲の秘密事項を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、次に掲げる一の理由が生じた時には、その損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が、委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第15条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(労働法上の責任)

第13条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に対して一切責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

2 乙は、甲に対し、契約義務の履行に従事する乙の従業員に関し、甲の所有又は占有にかかる建物施設、機械、通路等について、安全又は衛生上の危険・有害の恐れが発見された時は、その旨直ちに申し出ると共に甲はそれに応じ速やかに措置をとり又は乙がとることを認めるものとする。

3 乙は、設備保守業務従事者に必要な教育と指導をしなければならない。

(電気事業法に係る事項)

第14条 甲は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、乙の従業者から主任技術者を選任し、電気事業法第43条第3項の規定により、中部近畿

産業保安監督部に専任届出書を提出するものとし、甲および乙は、次の各項に定める事項を順守するものとする。

- (1) 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。
- (2) 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させる。
- (3) 甲及び乙は、電気主任技術者として選任する者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うように確約させる。

(契約の解除)

第 15 条 甲は次に掲げる一の理由が生じた時には、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約及び仕様書に反する行為をしたとき。
- (2) この契約締結後の事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (3) 乙が次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(引継)

第 16 条 乙は業務を開始するにあたり前契約業者と遅滞なく、すべての業務について引継ぎを行うこと。引継ぎ終了時には、全引継ぎ項目及び内容を記した引継ぎ終了報告書（引継ぎを受けた全業務について、引継ぎを受けたそれぞれの者及び代表者が記名押印したもの）を作成し、甲に提出すること。

- 2 前項の報告書を提出したにもかかわらず引継ぎが不十分であった場合は、乙は契約書第 15 条第 1 項（1）の契約解除要件に該当し、甲又は第三者に損害を与えた時は契約書

第 12 条の損害賠償の責任を負う。

3 乙は、業務終了時又は契約の解除があった時において、次の契約業者に対して、全ての業務を引継ぎ、次の契約業者が円滑に委託業務開始できるようにし、代表者が引継終了報告書に署名しなければならない。

(合意管轄)

第 17 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項については法令の定めるところによる他、必要な事項については甲乙協議の上決定するものとする。

本契約の成立を証するため本書 2 通作成し、甲乙記名の上、各自がその 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

(甲) 静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立こころの医療センター
院長 大橋 裕 ㊞

(乙)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本契約事業以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

静岡県立こころの医療センター設備保守管理業務委託仕様書（案）

静岡県立こころの医療センターの設備保守管理業務については、契約書に定めるものの他、この仕様書の定めるところによる。

1 業務の概要

(1) 施設及び設備全般に係る点検及び保守の業務

詳細については「点検及び保守業務特記仕様書」、「第一種特定製品点検業務特記仕様書」、「ボイラー等ばい煙測定業務特記仕様書」による。

(2) 施設及び設備全般に係る運転・監視の業務

詳細については「運転及び監視業務特記仕様書」による。

(3) 施設及び設備全般に係る営繕業務

詳細については「営繕等業務特記仕様書」による。

(4) 病院が行う年間行事への協力

(5) 防災訓練への協力及び参加

(6) 災害発生時における臨機の措置

2 対象設備

別添「固定資産一覧表」に記載する建物、建物附属設備、構築物。

ただし、施設整備により新たに追加となった資産も対象とする。

3 従事者の構成等

(1) 技術者数・勤務時間

曜日	時間帯	人数	その他
月～金曜日	08:30 ～ 17:15	2名以上	1時間を休憩時間とする。
	17:15 ～ 翌日 08:30	2名以上	22:00 ～ 翌 06:00 のうち、4時間を仮眠時間とする。
土・日・祝日 12/29 ～ 1/3	08:30 ～ 翌日 08:30	2名以上	08:30～17:15のうち、1時間を休憩時間とする。 17:15～22:00のうち、30分を休憩時間とする。 22:00 ～ 翌 06:00 のうち、4時間を仮眠時間とする。

※ 休憩、仮眠は交代で取得し、常に1名以上が業務にあたること。

(2) 技術者の資格

次の「ア」から「オ」までの資格を有するとともに、「表 技術者区分」の技能・実務経験を有する者とする。また、第3種電気主任技術者については、静岡県立こころの医

療センターの主任技術者に選任し、電気事業法第 43 条第 3 項の規定により届け出るものとする。

ア 第 3 種電気主任技術者

イ 第 1 種電気工事士

ウ 2 級ボイラー技士

エ 乙種第 4 類危険物取扱者

オ 専用水道技術管理者

(3) 平成 22 年改正省エネルギー法との関係

年間エネルギー使用量（原油換算kℓ）1,500 kℓ未満が見込まれ、エネルギー管理指定工場ではないため、エネルギー管理者若しくは同管理員の選任義務なし。

表 技術者区分

区分	技能・実務経験等
技 師 A 2 名 以 上	受変電設備、自家発電設備の点検設備業務について高度な技術力及び判断力ならびに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者
技 師 補 2 名 以 上	(1) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 10 年以上 15 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 10 年以上程度の者
技 術 員 2 名 以 上	(1) 設備の点検設備業務について、技師又は技師補の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者
技 術 員 補	(1) 設備の点検整備業務について、技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者

4 契約図書の優先順位

全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合、契約図書の優先順位は

ア 契約書

イ 仕様書

ウ 特記仕様書

の順とする。

5 用語

仕様書及び特記仕様書で使用する用語の定義は、次のアからクまでに定めるところによる。

ア 点検とは、建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応処置を判断することを含む。

イ 保守とは、建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業いう。

ウ 運転・監視とは、設備機器を稼動させ、その状況を監視すること及び制御することという。

エ 修理とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

オ 交換とは、部材、部品、油脂等を取替えることをいう。

カ 劣化とは、建築物の全体又は各部が、当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。

キ 規定値とは、機器が正常な状態で稼動していることを判断するための諸数値をいう。

ク 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

6 請負者の負担の範囲

業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り請負者の負担とする。

7 施設管理責任者

施設管理責任者とは、建築物等の管理に携わる者で発注者が指定する者をいう。

8 業務責任者

(1) 業務責任者とは、業務を総合的に把握し調整を行う者をいう。

(2) 請負者は、業務責任者を定め施設管理責任者に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。

9 業務担当者

(1) 業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする

(2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

10 業務計画書

業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を行う者が有する資格等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を施設管理責任者に提出し、協議する。

11 業務の安全衛生管理

(1) 業務担当者の安全衛生に関する管理については、業務責任者が責任者となり、関係法

令に従って行う。

- (2) 専用水道の管理業務への従事のため、当センターでの従事者全員に、6ヶ月以内毎(1月、7月とする)に赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ属菌、病原大腸菌 0157 を対象とした検便検査等を実施すること。

1 2 危険防止の措置

- (1) 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存在する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を施設管理責任者に報告のうえ、当該措置を講じ、事故発生を防止する。

1 3 業務報告書

業務の結果を保全業務報告書の書式に記入し、作業終了後、速やかに施設管理責任者に提出する。なお、点検及び保守、運転・監視業務については、必要に応じ劣化状況等を示す写真及び図面を提出する。

1 4 定例会議の実施

懸案事項の調整等を図るため、病院担当者との定例会議を実施する。定例会議の頻度は、週に1度から、月に1度の間とし、業務の状況に応じ、委託者と請負者で協議の上決定する。

(別添)

固定資産一覧表

令和8年7月度 現在

固定資産名称	取得年月日	取得価額	耐用年数	科目
【本体】保育所	平成1年07月06日	7,407,000	8	建物
【本体】管理診療棟・病棟・多目的ホール(躯体)	平成3年05月15日	1,041,107,000	33	建物
管理診療棟電気設備	平成3年05月15日	39,523,000	2	建物
管理診療棟空調設備	平成3年05月15日	54,731,000	2	建物
管理診療棟衛生設備	平成3年05月15日	27,699,000	2	建物
下水取付設備	平成8年03月25日	426,000	2	建物
水槽	平成9年03月10日	541,000	2	建物
病棟	平成3年05月15日	1,151,154,000	33	建物
病棟電気設備	平成3年05月15日	23,122,000	2	建物
病棟空調設備	平成3年05月15日	40,214,000	2	建物
病棟衛生設備	平成3年05月15日	18,665,000	2	建物
昇降機	平成3年05月15日	7,843,000	2	建物
発電機	平成3年05月15日	5,816,000	2	建物
汚水処理設備	平成3年05月15日	950,000	2	建物
【本体】公用車車庫	平成3年06月06日	9,383,000	28	建物
【本体】薬品中和槽タンク室	平成3年06月06日	13,177,000	28	建物
【本体】院内医師公舎	平成4年03月16日	49,145,000	43	建物
院内医師公舎電気設備	平成4年03月16日	351,000	2	建物
院内医師公舎衛生設備	平成4年03月16日	644,000	2	建物
【本体】沓谷医師公舎	平成4年03月16日	49,070,000	43	建物
沓谷医師公舎電気設備	平成4年03月16日	318,000	2	建物
沓谷医師公舎衛生設備	平成4年03月16日	503,000	2	建物
【本体】看護宿舎	平成4年03月16日	64,641,000	43	建物
看護宿舎電気設備	平成4年03月16日	635,000	2	建物
看護宿舎衛生設備	平成4年03月16日	1,186,000	2	建物
多目的ホール	平成4年03月25日	215,610,000	33	建物
多目的ホール電気設備	平成4年03月25日	4,791,000	2	建物
多目的ホール空調設備	平成4年03月25日	4,791,000	2	建物
多目的ホール衛生設備	平成4年03月25日	1,359,000	2	建物

固定資産名称	取得年月日	取得価額	耐用年数	科目
【本体】温室	平成4年03月30日	3,221,000	18	建物
【本体】便所	平成4年03月30日	4,796,000	28	建物
【本体】器具庫	平成4年03月30日	4,779,000	28	建物
【本体】農器具庫	平成4年03月30日	4,779,000	28	建物
【本体】陶芸小屋	平成4年03月30日	379,000	2	建物
北4病棟改修	平成13年11月20日	7,521,000	32	建物
トップライト改修	平成15年03月19日	8,412,000	33	建物
外来診察室等改修	平成15年03月28日	1,588,000	33	建物
北4病棟改修(2次)	平成16年03月28日	13,459,000	34	建物
空調機改修	平成17年03月30日	31,526,000	11	建物
病室カーテン設置	平成17年03月31日	238,000	2	建物
南2病棟改修建築・ハイケア工事	平成20年02月29日	52,702,000	34	建物
南2病棟改修空調工事	平成20年02月29日	27,721,000	14	建物
南2病棟改修衛生工事	平成20年02月29日	27,721,000	14	建物
南2病棟改修電気工事	平成20年02月29日	10,170,000	14	建物
南1病棟改修工事	平成20年08月20日	15,784,000	34	建物
北1・2病棟改修建築・ハイケア室工事	平成21年03月18日	41,763,661	34	建物
北1・2病棟改修設備工事	平成21年03月18日	50,458,544	15	建物
北1・2病棟改修設備電気工事	平成21年03月18日	11,998,795	15	建物
【本体】院内医師公舎物置1	平成4年03月16日	306,000	21	建物
【本体】院内医師公舎物置2	平成4年03月16日	306,000	21	建物
【本体】院内医師公舎物置3	平成4年03月16日	306,000	21	建物
医療観察法病棟整備Ⅰ期建築工事	平成22年12月10日	49,908,664	39	建物
医療観察法病棟整備Ⅱ期建築工事	平成23年03月31日	94,786,002	39	建物
病棟増床改修工事	平成23年12月22日	6,044,698	39	建物
南1病棟4床室個室化工事(建物)	平成28年02月29日	15,638,768	39	建物
男性医師当直室ユニットバス改修工事(建物)	平成28年03月10日	211,764	39	建物
南1病棟4床室等個室化工事(建物)	平成31年03月13日	8,663,615	39	建物
院内トイレ改修工事(管理診療棟・デイケアリハビリ棟)【建物】	令和2年02月14日	31,219,000	39	建物
厨房設備等改修工事(建築)	令和8年05月15日	61,297,468	39	建物
【本体】サーバー棟(建物)	令和03年08月12日	153,623,000	39	建物

固定資産名称	取得年月日	取得価額	耐用年数	科目
サーバ室用電源設備	平成21年07月22日	2,510,000	15	建物附属設備
サーバ室用増設空調設備(1/3)	平成21年07月27日	2,333,333	13	建物附属設備
診療支援システムLAN工事	平成21年07月28日	1,305,000	10	建物附属設備
北2小会議室(旧リネン室)空調機新設	平成21年08月05日	245,000	13	建物附属設備
サーバ室用増設空調設備(2/3)	平成21年07月27日	2,333,333	13	建物附属設備
サーバ室用増設空調設備(3/3)	平成21年07月27日	2,333,334	13	建物附属設備
サーバー室移設に伴うLAN工事	平成21年09月30日	3,980,000	10	建物附属設備
北1病棟是正事項改修工事	平成23年02月18日	2,256,000	15	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅰ期建築工事	平成22年12月10日	1,984,280	15	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅰ期電気	平成23年03月31日	41,297,544	15	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅰ期電気工事	平成23年03月31日	441,192	8	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅰ期機械工事	平成22年12月10日	14,134,167	15	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅰ期機械工事	平成22年12月10日	3,500,742	8	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅰ期機械工事	平成22年12月10日	39,055,179	15	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅱ期建築工事	平成23年03月31日	2,325,423	15	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅱ期電気工事	平成23年03月31日	14,229,647	15	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅱ期電気工事	平成23年03月31日	4,918,238	8	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅱ期機械工事	平成23年03月31日	5,649,546	15	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅱ期機械工事	平成23年03月31日	2,899,720	8	建物附属設備
医療観察法病棟整備Ⅱ期機械工事	平成23年03月31日	16,752,470	15	建物附属設備
北1病棟是正事項改修工事(追加)	平成23年03月31日	1,812,000	15	建物附属設備
サーバ室消火設備設置工事	平成23年03月30日	7,774,000	8	建物附属設備
病棟増床改修工事	平成23年12月22日	2,265,167	15	建物附属設備
病棟増床改修工事	平成23年12月22日	784,828	8	建物附属設備
病棟増床改修工事	平成23年12月22日	4,517,949	15	建物附属設備
自動火災報知設備リニューアル工事	平成24年03月26日	22,880,000	8	建物附属設備
電気錠等更新	平成26年03月26日	9,162,323	6	建物附属設備
非接触カードキーシステム	平成26年03月26日	3,187,677	6	建物附属設備
中央監視装置・自動制御設備(1期工事分)	平成26年03月26日	12,260,000	15	建物附属設備
厨房用パッケージエアコン増設工事	平成26年08月08日	1,296,297	13	建物附属設備
中央監視装置・自動制御設備(2期工事分)	平成27年03月25日	72,025,587	15	建物附属設備

固定資産名称	取得年月日	取得価額	耐用年数	科目
蒸気ボイラー(B-1-1, B-1-2)	平成27年03月25日	16,436,317	15	建物附属設備
冷却水ポンプ(CWP-1-1, CWP-1-2)	平成27年03月25日	2,776,748	15	建物附属設備
冷温水1次ポンプ(CHP-1-1, CHP-1-2)	平成27年03月25日	1,402,835	15	建物附属設備
冷温水2次ポンプ(CHP-2-1,2,3,4)	平成27年03月25日	2,357,341	15	建物附属設備
高圧引込ケーブル更新工事	平成27年03月25日	1,920,815	15	建物附属設備
受変電設備改修工事	平成27年03月25日	2,932,678	15	建物附属設備
医師当直室シャワールーム	平成27年03月25日	2,000,000	15	建物附属設備
空調設備(パッケージエアコン)更新工事	平成27年12月25日	78,680,548	15	建物附属設備
非常用発電機改修工事	平成28年01月29日	45,000,000	15	建物附属設備
中央監視装置・自動制御設備(3期工事分)	平成28年01月25日	125,231,063	15	建物附属設備
医療ガス警報設備更新	平成28年01月29日	1,871,742	15	建物附属設備
北2病棟医療ガス配管設備増設	平成28年01月29日	1,543,724	15	建物附属設備
病棟浴室シャワー水栓更新工事	平成28年02月29日	2,500,000	15	建物附属設備
南1病棟4床室個室化工事(電気設備工事)	平成28年02月29日	2,212,188	15	建物附属設備
南1病棟4床室個室化工事(自動火災報知設備・消火設備工事)	平成28年02月29日	933,990	8	建物附属設備
南1病棟4床室個室化工事(給排水・衛生・ガス設備工事)	平成28年02月29日	13,139,325	15	建物附属設備
南1病棟4床室個室化工事(空調換気設備工事)	平成28年02月29日	2,680,616	15	建物附属設備
男性医師当直室ユニットバス改修工事(電気設備工事)	平成28年03月10日	211,764	15	建物附属設備
男性医師当直室ユニットバス改修工事(給排水・衛生設備工事)	平成28年03月10日	751,764	15	建物附属設備
VCB更新工事	平成28年03月15日	1,290,435	15	建物附属設備
揚水ポンプ更新工事	平成28年03月25日	5,791,410	15	建物附属設備
空調熱源設備等更新工事(空調機更新)空気調和機	平成29年03月27日	57,935,206	15	建物附属設備
空調熱源設備等更新工事(空調機更新)ファンコイルユニット	平成29年03月27日	3,439,214	15	建物附属設備
空調熱源設備等更新工事(空調機更新)薬注装置	平成29年03月27日	1,093,257	15	建物附属設備
空調熱源設備等更新工事(熱源更新)熱源装置	平成29年03月27日	59,198,770	15	建物附属設備
空調熱源設備等更新工事(熱源更新)自動制御設備	平成29年03月27日	28,182,765	15	建物附属設備
非常照明用直流電源装置更新工事 直流電源装置	平成29年03月27日	6,969,630	15	建物附属設備
管理診療棟3階電気室換気扇更新工事	平成30年03月09日	648,600	15	建物附属設備
排水ポンプ更新工事	平成30年03月27日	2,276,900	15	建物附属設備
南1病棟ナースコール設備更新工事	平成30年08月15日	5,768,172	15	建物附属設備
南1病棟4床室等個室化工事(電気設備工事)	平成31年03月13日	3,938,757	15	建物附属設備

固定資産名称	取得年月日	取得価額	耐用年数	科目
南1病棟4床室等個室化工事(自動火災報知装置・消火設備工事)	平成31年03月13日	1,063,397	8	建物附属設備
南1病棟4床室等個室化工事(給排水・衛生・ガス設備工事)	平成31年03月13日	7,272,586	15	建物附属設備
南1病棟4床室等個室化工事(空調換気設備)	平成31年03月13日	4,336,183	15	建物附属設備
非常用放送設備更新工事	平成31年03月27日	10,437,685	8	建物附属設備
院内トイレ改修工事(管理診療棟・デイクエアリハビリ棟)【給排水又は衛生設備及びガス設備】	令和2年02月14日	28,835,619	15	建物附属設備
院内トイレ改修工事(管理診療棟・デイクエアリハビリ棟)【消火排煙又は災害報知設備】	令和2年02月14日	703,466	8	建物附属設備
院内トイレ改修工事(管理診療棟・デイクエアリハビリ棟)【電気設備(その他のもの)】	令和2年02月14日	7,795,737	15	建物附属設備
エレベーター設備改修工事(1号機)	令和2年05月15日	13,453,147	17	建物附属設備
エレベーター設備改修工事(2号機)	令和2年05月15日	19,480,214	17	建物附属設備
エレベーター設備改修工事(3号機)	令和2年05月15日	22,374,021	17	建物附属設備
エレベーター設備改修工事(4号機)	令和2年05月15日	14,229,584	17	建物附属設備
受変電設備更新工事	令和2年11月27日	97,360,224	15	建物附属設備
中央監視装置機器更新工事	令和7年03月31日	7,500,000	15	建物附属設備
南1病棟陰圧室空調機更新工事	令和8年01月05日	908,108	13	建物附属設備
湧水槽ポンプ更新工事	令和8年02月02日	981,034	15	建物附属設備
厨房設備等改修工事(電気設備)	令和8年05月15日	80,596,143	15	建物附属設備
厨房設備等改修工事(火災報知設備)	令和8年05月15日	1,004,393	8	建物附属設備
厨房設備等改修工事(空調換気設備)	令和8年05月15日	98,055,539	15	建物附属設備
厨房設備等改修工事(給排水・衛生・ガス設備)	令和8年05月15日	38,426,538	15	建物附属設備
厨房設備等改修工事(厨房設備)	令和8年05月15日	36,610,089	15	建物附属設備
サーバー棟新築工事 受変電設備	令和03年08月12日	42,293,125	15	建物附属設備
サーバー棟新築工事 自家発電設備	令和03年08月12日	32,496,098	15	建物附属設備
サーバー棟新築工事 監視カメラ設備	令和03年08月12日	2,086,197	15	建物附属設備
サーバー棟新築工事 電気設備	令和03年08月12日	15,100,083	15	建物附属設備
サーバー棟新築工事 自動火災報知設備	令和03年08月12日	1,072,820	8	建物附属設備
サーバー棟新築工事 警報設備	令和03年08月12日	5,407,677	8	建物附属設備
サーバー棟新築工事 空調設備	令和03年08月12日	86,790,929	15	建物附属設備
サーバー棟新築工事 給排水設備	令和03年08月12日	4,545,238	15	建物附属設備
サーバー棟新築工事 消火設備	令和03年08月12日	15,919,970	8	建物附属設備
サーバー棟新築工事 自家発電装置オイルタンク設備	令和03年08月12日	32,504,863	15	建物附属設備
井戸	昭和48年03月02日	441,000	2	構築物

固定資産名称	取得年月日	取得価額	耐用年数	科目
井戸	平成3年05月15日	821,000	2	構築物
囲障	平成3年06月06日	16,530,000	23	構築物
フラッグポール	平成3年06月06日	1,204,000	28	構築物
舗装及び歩道	平成3年06月06日	1,765,000	2	構築物
排水設備	平成3年06月06日	23,444,000	43	構築物
囲障	平成3年06月06日	9,169,000	23	構築物
受水槽置場	平成3年06月06日	3,636,000	43	構築物
舗装及び歩道	平成3年06月06日	464,000	2	構築物
排水設備	平成3年06月06日	10,268,000	43	構築物
屋外電気設備	平成3年06月06日	951,000	2	構築物
外灯	平成3年06月06日	629,000	2	構築物
植栽	平成3年06月06日	12,911,000	33	構築物
排水設備	平成4年03月30日	25,405,000	43	構築物
囲障	平成4年03月30日	2,443,000	23	構築物
グラウンド	平成4年03月30日	4,333,000	23	構築物
ゲートボール場	平成4年03月30日	524,000	23	構築物
テニスコート	平成4年03月30日	2,133,000	23	構築物
舗装及び歩道	平成4年03月30日	2,989,000	2	構築物
自転車置場南	平成3年06月06日	860,000	11	構築物
自転車置場北	平成3年06月06日	829,000	11	構築物
植栽	平成4年03月30日	15,586,000	33	構築物
日除け	平成6年08月12日	530,000	31	構築物
園芸圃場改修	平成15年03月28日	306,000	9	構築物
医療観察法病棟整備Ⅰ期建築工事	平成22年12月10日	13,497,033	10	構築物
医療観察法病棟整備Ⅰ期建築工事	平成22年12月10日	2,804,114	20	構築物
医療観察法病棟整備Ⅱ期建築工事	平成23年03月31日	2,601,344	10	構築物
南1病棟外庭物置	令和2年09月15日	298,182	7	構築物

取得価格は、平成21年4月の地方独立行政法人化の際の取得価格
耐用年数は、平成21年4月の地方独立行政法人化後の年数を記載
(ただし、平成21年4月時点で減価償却が終わっているものは、その時点の残存価格をさらに2年間の耐用年数で償却)

点検及び保守業務特記仕様書

1 一般事項

(1) 事前検討

作業にあたっては、運転・監視、点検及び保守等の記録を事前に十分検討する。

(2) 養生

作業にあたっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は、支障を及ぼさないよう事前に必要な養生を行う。

(3) 後片付け

作業が終了したときは、養生材、工具、資機材等を撤去し、必要に応じ建物の床、壁、機器等を清掃する。

(4) 業務報告書

点検及び保守の結果を報告書に作成、機能に異常がある場合又は劣化がある場合には、とるべき必要な措置を報告書に記入する。

(5) 周期の表記

定期点検の周期の表記は、次による。

(1) 「1 D」は、1 日ごとに行うものとする。

(2) 「1 M」は、1 月ごとに行うものとする。

(3) 「6 M」は、6 月ごとに行うものとする。

(4) 「1 Y」は、1 年ごとに行うものとする。

2. 電 気 設 備

2. 1 一般事項

(1) 点検及び保守

- ①電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、労働安全衛生規則等遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- ②電気設備の点検及び保守は、原則として停電して安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業するときは絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- ③停電予告等の関係方面への連絡は、十分余裕をもって行い、復旧後は安全に元の状態になっていることを確認する。
- ④点検及び保守を実施する上で必要な、機器等の清掃及び後片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。
- ⑤点検及び保守の結果は、所定の様式により報告すること。

(2) 支給材料

ランプ類、ヒューズ、発電機、原動機用の燃料、潤滑油等の他、施設管理責任者の承認する物。

2. 2 電灯・動力施設

(1) 一般事項

電灯・動力設備の点検及び保守は、その項目に対応する点検を行い、必要に応じて保守及び清掃などその他の措置を適正に講ずるものとする。

2. 2. 1 照明器具

照明器具の点検項目及び点検内容は、表 2. 2. 1 による。

表 2. 2. 1 照明器具

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 構造一般	①汚損、損傷及び発錆状況の有無を点検する。 反射板及びカバーの汚損及び変色の有無を点検し汚れていれば清掃する。	1 Y
2 部品		
ア 安定器	①ケースに著しい錆、変形及び変色の有無を点検する。	1 Y
イ 進相コンデンサ	①コンデンサーケース（安定器付属のものを含む）に変形、膨らみ及び漏油の有無を点検する。	1 Y
ウ ソケット	①変形、ひび割れ、破損等の有無を点検する。	1 Y

2. 2. 2 分電盤・開閉器箱

分電盤・開閉器箱の点検項目及び点検内容は表 2. 2. 2 による。

表 2. 2. 2 分電盤・開閉器箱

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 キャビネット	①盤等の汚れ、汚損、錆、変色等の有無を点検する。なお錆落とし等、汚れが有る場合は清掃する。 ②雨水侵入、結露等の有無を点検する。	1 Y 1 Y
2 導電部		
ア 母線、分岐導体、 盤内配線、支事物 全般	①汚れ、異物や塵埃の堆積等を目視により点検する。 ②異音、異臭、変色及び過熱の有無を臭覚、聴覚、目視により点検する。	1 Y 1 Y
イ 端子台	①異臭、変色の有無を臭覚、目視により点検し、端子台緩みの増締めを行う。	1 Y
3 機器		
ア 遮断器、断電器、 電磁接触器タイ マー、リモコン等	①異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を臭覚、聴覚、目視により点検する。 ②機器取付けの良否を点検し、端子等の緩みの増締めを行う。	1 Y 1 Y
イ 絶縁抵抗測定	①母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることのできる電路又は機器が接続された状態で 100V 絶縁抵抗計により測定する。	1 Y
ウ 接地抵抗測定	①接地極の接地抵抗測定を行う。	1 Y

2. 2. 3 制御盤

制御盤の点検項目及び点検内容は表 2. 2. 3 による。

表 2. 2. 3 制御盤

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 キャビネット	①表 2. 2. 2 の 1 による。なお、フィルタがある場合は目詰まりを点検する。目詰まり等ある場合は清掃する。	1 Y
2 導電部		
ア 母線、分岐導体、 盤内配線、支事物 全般	①汚れ、異物や塵埃の堆積等を目視により点検する。 ②異音、異臭、変色及び過熱の有無を臭覚、聴覚、目視により点検する。	1 Y 1 Y
イ 端子台	①異臭、変色の有無を臭覚、目視により点検し、端子台緩みの増締めを行う。	1 Y

3 機器、制御回路		
ア 遮断器、断電器、電磁接触器変流器、計器、進相コンデンサ、制御機器等	①異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を臭覚、聴覚、目視により点検する。 ②機器取付けの良否を点検し、端子等の緩みの増締めを行う。 ③単位措置毎に手動又は試運転を行い、運転電流を確認する。 ④換気扇の回転状態、異常音を点検する。換気扇の塵埃の付着、汚れ等を目視により点検し、汚れ等ある場合は清掃する。 ⑤インバータ用平滑コンデンサの液漏れ、膨らみの有無を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
イ 絶縁抵抗測定	①母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることのできる電路又は機器が接続された状態で 100V 絶縁抵抗計により測定する。	1 Y
ウ 接地抵抗測定	①接地極の接地抵抗測定を行う。	1 Y

2. 3 直流電源装置

(1) 一般事項

- ① 防災用、操作用の直流電源装置の点検及び保守に摘要するものとし、表 2. 3 に定める内容の点検を行い、必要に応じて保守その他の措置を適正に講じるものとする。
- ② 入力電源を遮断せずに外観及び機能の点検を行う。

表 2. 3 直流電源装置

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 整流装置		
ア 外観	①外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等に変形、損傷、汚れ、著しい腐食等の有無を点検する。なお、汚れ等がある場合は清掃する。 ②各部品に汚損、損傷、温度上昇、過熱、変色、異音異臭の有無を点検する。 ③外箱の据付けボルト及び端子部の緩みの増締めを行う。	6 M 6 M 1 Y
イ 機能	①下記内容の測定を行い、適正值であることを確認する。なお、指示値に異常がある場合は原因を調査する ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電圧（盤面計器による）	6 M

	②手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認を行う。	6 M
	③開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する	6 M
	④過放電防止装置、不足電圧断電器等の設定値及び、及び動作確認を行う。	1 Y
2 蓄電池		
ア 外観	①全セルについて電槽、ふた、触媒栓等に変形、損傷、亀裂、及び液漏れの有無を点検する。なお触媒栓の交換時期を確認する。	6 M
	②封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検する。	6 M
イ 機能	①浮動充電中の全セルの電圧測定及び蓄電池総電圧の測定を行う。	6 M

2. 4 通信・情報設備

(1) 一般事項

通信・情報設備の点検及び保守は、その項目に対応する点検を行い、必要に応じて保守その他の措置を適正に講ずるものとする。

2. 4. 1 電気時計設備

電気時計設備の点検項目及び点検内容は表 2. 4. 1 による。

表 2. 4. 1 電気時計設備

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 親時計	①親時計の各種接点、機構部、モーター、各スイッチ等の動作機能を確認し、正確な時刻の調整を行う。	1 M
	②時報器、チャイム、タイマー等の設定時間、動作機能、及び親時計部との時刻同調の確認を行う。	1 M
2 子時計	①親時計との指示誤差等の調整を行う。	1 M
	②取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検を行う。	1 M

2. 4. 2 拡声装置

拡声装置の点検項目及び点検内容は表 2. 4. 2 による。

表 2. 4. 2 拡声装置

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 増幅器、操作装置及び遠隔操作器	①汚れ、損傷の有無を点検する。なお、汚れがある場合は清掃すること。	1 M
	②表示装置、ランプ等をテストボタンにより点検する	1 M

2 配線、付属機器等	①マイクロホンの損傷及びコードの接続状態を点検する。	1 M
	②スピーカーの取付状態、汚れ、損傷の有無を点検する。	1 M
	③配線状態及び損傷の有無を点検する。	1 M
3 性能試験	①音量、明瞭度等の確認	1 M

2. 4. 3 インターホン設備

インターホン設備の点検項目及び点検内容は表 2. 4. 3 による。

表 2. 4. 3 インターホン設備

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 インターホン設備	①機器の汚損、損傷等の有無を点検する。	1 M
	②音量、明瞭度、雑音、混線等の有無を点検する。	1 M

2. 4. 4 テレビ共同受信設備

テレビ共同受信設備の点検項目及び点検内容は表 2. 4. 4 による。

表 2. 4. 4 テレビ共同受信設備

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 機器及び機器収容箱	①増幅器の発熱、異音及び損傷の有無を点検する。	1 Y
	②機器の接栓等の緩みを点検し、増締めを行う。	1 Y
2 アンテナ及びマスト	①破損、錆等の有無を点検する。	1 Y
	②支持部材、支持ボルト等の劣化、損傷及び緩みの有無を点検し、取付部のボルトの緩みの増締めを行う。	1 Y

2. 5 外灯設備

外灯設備の点検項目及び点検内容は表 2. 5 による。

表 2. 5 外灯設備

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 灯具	①グローブを外し、内外面の清掃を行い、灯具の変形破損の有無を点検する。	1 Y
	②安定器収納部の浸水又はその形跡の有無を点検し、浸水又は形跡がある場合は防水パッキン等を交換する	1 Y
2 支持柱	①ボール内臓のカットアウトスイッチ等及び配線の接続の良否を点検する。	1 Y
	②沈下、傾斜、倒壊の危機等の有無を点検する。	1 Y
3 その他	①自動点滅器の動作を点検する。	1 Y
	②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y

2. 6 避雷装置

避雷装置の点検項目及び点検内容は表 2. 6 による

表 2. 6 避雷装置

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 受雷部	①受雷部の取付け状態及び避雷導線との接続状態を確認する。	1 Y
2 避雷導線	①避雷導線等の損傷、断線及び接続不良の有無を点検する。	1 Y
3 支持管	①支持金物の腐食及び緩みの有無を点検する。	1 Y
	②支持ボルト周辺のシール材の剥離、欠落等の有無を点検する。	1 Y
4 端子箱	①端子台の緩み等を確認する。	1 Y
	②箱の腐食の有無を確認する。	1 Y
5 接地極	①接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y
	②接地極位置等の表示の有無を確認する。	1 Y

3. 機械設備

3. 1 一般事項

(1) 用語

- ① シーズンイン点検とは、冷房又は暖房時期直前に行う点検をいう。
- ② シーズンオン点検とは、冷房又は暖房時期中に行う点検をいう。
- ③ シーズンオフ点検とは、冷房又は暖房時期後に行う点検をいう。

(2) 表記

- ① 「IN」は、シーズンイン点検を示す。
- ② 「ON」は、シーズンオン点検を示す。
- ③ 「OFF」は、シーズンオフ点検を示す。

3. 2 冷熱源機器

3. 2. 1 パッケージ空調機(空冷ヒートポンプ)

パッケージ空調機(空冷ヒートポンプ)の点検項目及び点検内容は表3. 2. 1による

表3. 2. 1 パッケージ空調機(空冷ヒートポンプ)

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 外観の状況	①腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。(室外機を含む)	ON
2 加湿器給水	①給水止弁の開閉を確認する。(冷房時停止にする)	ON
3 排水系統		
ア ドレンパン	①汚れ及び発錆、腐食等の有無を点検する。	ON
イ ドレン排水	①ドレン排水確認を行い支障のないことを確認する。	ON
4 電気系統		
ア 端子	①緩み、変色の有無を点検する。緩みある場合は増締めする。	ON
イ 操作盤	①汚れや異物の付着、若しくは変形がある場合は清掃、若しくは調整する。	ON
ウ クランクケースヒーター	①通電、発熱状態の異常の有無を点検する。	ON
5 送風機(室外機を含む)		
ア 軸受	①音、振動等の異常の有無を点検する。	ON
イ ファン	①汚れ及び損傷等劣化の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	ON
ウ 電動機	①回転方向が正回転であることを確認する。	ON

6	エアフィルター	①詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。汚れある場合は洗浄する。	ON
7	冷媒系統(室外機を含む)	①ガス漏れの有無を点検する。 ②配管の損傷等の劣化の有無を点検する。	ON ON
8	熱交換器(室外機を含む)	①フィンコイルの汚れ及び損傷等の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	ON
9	加湿器	①汚れ及び損傷等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	ON
10	運転調整		
	ア 電源電圧	①電圧に異常のないことを確認する。 ②運転時の電圧変動が定格の±10%以内であることを確認する。	ON ON
	イ 運転電流	①電流値が定格値以内であることを確認する。	ON
	ウ 熱交換状態	①冷媒の液温、室外機及び室内機吹出し空気の温度等を点検し、熱交換状態が正常であることを確認する。	ON
	エ 音、振動	①異常のないことを確認する。	ON

3. 3 冷暖房関連機器

3. 3. 1 地下式オイルタンク

地下式オイルタンクの点検項目及び点検内容は表 3. 3. 1 による

表 3. 3. 1 地下式オイルタンク

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 通気口	①引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無を点検する。	1 M
2 計量口及び注油口	①変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の開閉状態に異常のないことを確認する。	1 M
3 注入口ビット	①割れ、損傷、帯油、帯水及び土砂の堆積物の有無を点検する。堆積物がある場合は清掃する。 ②油種別表示板の汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。汚れがある場合は清掃する。	1 M 1 M
4 配管	①損傷、変形等の劣化及び漏れの有無を点検する。	1 M
5 弁	①漏れ及び損傷等の劣化の有無並びに作動の良否を点検する。	1 M

6	配管点検ボックス (トラフ共)	①割れ、損傷、帯油、帯水および土砂等の堆積物の有無を点検する。堆積物がある場合は清掃する。	1 M
7	端子盤	①箱の損傷及び端子の緩みの有無を点検する。	1 M
8	アース	①断線及び緩みの有無を点検する。	1 M

3. 3. 2 熱交換器、貯湯槽、ヘッダー

熱交換器、貯湯槽、ヘッダーの点検項目及び点検内容は表 3. 3. 2 による。

表 3. 3. 2 熱交換器、貯湯槽、ヘッダー

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 据付け状況		
ア 配管支持の状況	①正しく取付けられ、配管の荷重が接合部又は本体にかからないよう平均に負担していることを確認する。取付け部に緩みがある場合は増締めする。	1 M
イ 保温の状況	①保温材の脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。	1 M
2 本体	①損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。	1 M
	②漏れの有無を点検する。	1 M
	③蓋の取付け状態の良否及びボルトの磨耗、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化がある場合は交換する。	1 M
3 計器	①汚れ及び損傷の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	1 M
	②指示の狂いの有無を点検する。	1 M
	③固定の良否を点検する。固定不良の場合は補修する	1 M
4 付属管及び弁	①汚れ及び損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。	1 M
ア 逃がし管	②保温材の脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。	1 M
イ その他の管	①漏れ及び損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。	1 M
ウ 安全弁	①汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する	1 M
	②作動範囲内で漏れないことを確認する。	1 M
エ その他の弁	①漏れ及び損傷等の劣化の有無並びに動作の良否を点検する。	1 M

3. 3. 3 還水タンク

還水タンクの点検項目及び点検内容は表 3. 3. 3 による。

表 3. 3. 3 還水タンク

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 据付け状態		
ア 基礎	①亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。	1 M
イ 架台	①曲がり、発錆、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。	1 M
ウ 保温の状況	①保温材の脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。	1 M
エ 配管支持の状態	①正しく取付けられ、配管の荷重が接合部又は本体にかからないよう平均に負担していることを確認する。取付部に緩みがある場合は増締めする。	1 M
2 本体	①損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。	1 M
	②漏れの有無を点検する。	1 M
	③内部の付着及び堆積物の有無を点検する。付着又は堆積物がある場合は洗浄する。	1 M
3 付属品		
ア 管	①漏れ及び損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。	1 M
イ 弁	①漏れ及び損傷の劣化の有無並びに動作の良否を点検する。	1 M
ウ 計器	①汚れ及び損傷の有無を点検する。	1 M
	②固定の良否を点検する。固定不良の場合は補修する。	1 M
4 液面制御装置	①電極棒の異物の付着の有無及び侵食の状態を点検する。異物の付着がある場合は洗浄する。	1 M
	②水位の上下により電源が入・切し、その位置が正常に作動することを確認する。	1 M

3. 3. 4 冷却塔

冷却塔の点検項目及び点検内容は表 3. 3. 4 (A) および(B) による。

表 3. 3. 4 (A) 冷却塔

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 基礎	①亀裂等の異常の有無を点検する。 ②防振装置の損傷等の劣化の有無を点検する。)	IN・OFF IN・OFF
2 塔本体		
ア ケーシング	①損傷、変形、汚れの有無を点検する。汚れのある場合は清掃する。	IN・OFF
イ 散水装置	①損傷、変形、錆及び汚れの有無を点検する。汚れがある場合は洗浄する。	IN・OFF

ウ エ	ルーバー	②散水孔の目詰まりの有無を点検する。目詰まりがある場合は洗浄する。	IN・OFF
	充填材	①損傷、変形、の有無を点検する。	IN・OFF
		①スケール等の異物の付着状況を点検する。	IN・OFF
		②目詰まりの有無を点検する。	IN・OFF
		③座屈、変形等の有無を点検する。	IN・OFF
オ	骨組み及び脚	①損傷、錆、等の劣化の有無を点検する。	IN・OFF
3	水槽		
ア	本体	①内外面損傷、変形及び汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	IN・OFF
		②水漏れがないことを確認する。	IN・OFF
		③水位が規定の位置にあることを確認する。	IN
イ	給水装置	①ボールタップが確実に作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。	IN・OFF
ウ	ストレーナ	①目詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。目詰まりがある場合は清掃する。	IN・OFF
4	送風機		
ア	ファン	①損傷、腐食等の劣化及び汚れの有無を点検する。	IN・OFF
		②回転に支障のないことを確認する。	IN・OFF
		①損傷等の劣化の有無を点検する。	IN・OFF
イ	ファンケーシング	①軸が円滑に回転することを確認する。	IN・OFF
ウ	軸受	①損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。	IN・OFF
エ	電動機	②円滑に回転することを確認する。	IN・OFF
		③絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。	IN・OFF
オ	ベルト	①張り具合の適否を点検する。張り具合が適正に内場合は調整する。	IN・OFF
		②損傷、磨耗の有無を点検する。	IN・OFF
カ	プーリー	①損傷、磨耗等の劣化の有無を点検する。	IN・OFF
5	運転調整	①電動機の回転方向が正回転であることを確認する。	IN
		②音及び振動に異常のないことを確認する。	IN
		③散水が均一に分散していることを確認する。	IN
6	保存	①機内の水を確実に抜いたうえ保存する。	OFF

表 3. 3. 4 (B) 冷却塔

点検項目	点検及び保守内容	周期
------	----------	----

1	塔本体		
	ア ケーシング	①損傷、変形、汚れの有無を点検する。汚れのある場合は清掃する。	ON
	イ 散水装置	①損傷、変形、錆及び汚れの有無を点検する。汚れがある場合は洗浄する。 ②散水孔の目詰まりの有無を点検する。目詰まりがある場合は洗浄する。	ON ON
	ウ ルーバー	①損傷、変形、の有無を点検する。	ON
	エ 充填材	①スケール等の異物の付着状況を点検する。 ②目詰まりの有無を点検する。 ③座屈、変形等の有無を点検する。	ON ON ON
	オ 骨組み及び脚	①損傷、錆、等の劣化の有無を点検する。	ON
2	水槽		
	ア 本体	①内外面損傷、変形及び汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 ②水漏れがないことを確認する。 ③水位が規定の位置にあることを確認する。規定の位置にない場合は調整する。	ON ON ON
	イ 給水装置	①ボールタップが確実に作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。	ON
	ウ ストレーナ	①目詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。目詰まりがある場合は清掃する。	ON
3	送風機		
	ア ファン	①損傷、腐食等の劣化及び汚れの有無を点検する。 ②回転に支障のないことを確認する。	ON ON
	イ ファンケーシング	①損傷等の劣化の有無を点検する。	ON
	ウ 軸受	①軸が円滑に回転することを確認する。	ON
	エ 電動機	①損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。 ②円滑に回転することを確認する。 ③絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。	ON ON ON
	オ ベルト	①張り具合の適否を点検する。張り具合が適正でない場合は調整する。 ②損傷、磨耗の有無を点検する。	ON ON
	カ プーリー	①損傷、磨耗等の劣化の有無を点検する。	ON
4	運転調整	①電動機の回転方向が正回転であることを確認する。 ②音及び振動に異常のないことを確認する。 ③散水が均一に分散していることを確認する。	ON ON ON

3. 3. 5 空調機（エアークハンドリングユニット）

空調機（エアークハンドリングユニット）の点検項目及び点検内容は表 3. 3. 5 による。

表 3. 3. 5 空調機

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 外観の状況		
ア 本体	①腐食、変形、損傷等の劣化の有無を点検する。	IN・ON
イ 保温・吸音材	①損傷の有無を点検する。	IN・ON
2 送風機		
ア ファンランナー	①汚れ及び発錆、腐食等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。	IN・ON IN・ON
イ シャフト	①汚れ、及び発錆、磨耗等の有無を点検する。	IN・ON
ウ ベルト	①弛み及び損傷等劣化の有無を点検する。弛みがある場合は調整する。	IN・ON
エ プーリー	①磨耗等の有無を点検する。	IN・ON
オ 軸受	①音、振動等の異常の有無を点検する。給油不足の場合はグリースを給油する。	IN・ON
カ 電動機	①絶縁抵抗を測定し、その値が 1 MΩ 以上であることを確認する。 ②回転方向が正回転であることを確認する。	IN・ON IN・ON
キ 音、振動	①異常のないことを確認する。	IN・ON
3 熱交換器	①冷温水コイル等の汚損や腐食損傷の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は、清掃する。	IN・ON
4 加湿器	①加湿の動作状態を点検する。	IN・ON
5 ダンパー	①汚れ、発錆、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化がある場合は、清掃、補修をする。	IN・ON
6 排水系統		
ア ドレンパン	①汚れ及び発錆、腐食等の劣化の有無を点検する。汚れ劣化がある場合、清掃又は補修する。	IN・ON
イ ドレン排水	①本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認する。支障がある場合は、清掃する。	IN・ON
7 エアフィルター		
ア ろ材	①詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。目詰まりがある場合は清掃する。	IN・ON
イ 枠	①損傷等の劣化の有無を点検する。	IN・ON

8 センサー	①各センターの点検、汚れがある場合は清掃する。	IN・ON
--------	-------------------------	-------

3. 3. 6 ファンコイルユニット

ファンコイルユニットの点検項目及び点検内容は表 3. 3. 6 による。

表 3. 3. 6 ファンコイルユニット

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 外観の状況		
ア 本体	①腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。	1 M
イ 保温材	①破損等の有無を点検する。	1 M
ウ 吹出しグリル	①破損、変形等の有無を点検する。	1 M
2 送風機		
ア ファンランナー	①汚れ及び発錆、腐食、変形等の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	1 M
	②回転バランス良否を点検する。	1 M
イ 電動機	①音、振動等の異常の有無を点検する。	1 M
	②絶縁抵抗を測定し、その値が 1 MΩ 以上であることを確認する。	1 M
	③回転がスムーズであることを確認する。	1 M
ウ 音、振動	①異常のないことを確認する。	1 M
3 熱交換器	①冷温水コイルの破損や腐食の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	1 M
4 排水系統		
ア ドレンパン	①汚れ及び発錆、腐食等の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	1 M
イ ドレン排水	①本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認する。支障がある場合は、清掃する。	1 M
5 エアフィルター		
ア ろ材	①詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。目詰まりがある場合は清掃する。	1 M
イ 枠	①損傷等の劣化の有無を点検する。	1 M
	①損傷、破損の有無を点検する。	
6 止め弁	②エア抜き弁、ドレン抜き弁の良否を点検する。空気溜まりのある場合はエア抜きを行う。	1 M
		1 M

3. 3. 7 空調換気扇

空調換気扇の点検項目及び点検内容は表 3. 3. 7 による。

表 3. 3. 7 空調換気扇

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 外観の状況		
ア 本体	①腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。	1 M
イ 保温材	①破損等の有無を点検する。	1 M
ウ 吹出しグリル	①汚れ、損傷、変形、発錆等の有無を点検する。	1 M
2 送風機		
ア ファンランナー	①汚れ及び発錆、腐食、変形等の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	1 M
	②回転バランス良否を点検する。	1 M
イ 電動機	①音、振動等の異常の有無を点検する。	1 M
	②絶縁抵抗を測定し、その値が 1 MΩ 以上であることを確認する。	1 M
	③回転がスムーズであることを確認する。	1 M
ウ 音、振動	①異常のないことを確認する。	1 M
3 エアフィルター		
ア ろ材	①詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。目詰まりがある場合は清掃する。	1 M
イ 枠	①損傷等の劣化の有無を点検する。	1 M

3. 3. 8 ポンプ

ポンプの点検項目及び点検内容は表 3. 3. 8 による。

表 3. 3. 8 ポンプ

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 本体	①腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。	1 M
	②軸断手ゴムの損傷等の劣化の有無を点検する。	1 M
	③軸断手の芯狂いが許容範囲内にあることを確認する	1 M
	④主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の 10% 以内にあることを確認する。	1 M
	⑤運転電流が定格電流以下にあることを確認する。	1 M
	⑥ポンプの吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。	1 M
2 電動機	①腐食及び損傷の有無を確認する。	1 M
	②円滑に回転することを確認する。	1 M
	③絶縁抵抗を測定し、1 MΩ 以上であることを確認する。	1 M
3 フート弁及び逆止弁	①開閉状態の良否を点検する。	1 M

4 計器	①腐食及び損傷の有無を点検する。	1 M
------	------------------	-----

3. 3. 9 送風機

送風機の点検項目及び点検内容は表 3. 3. 9 による。

表 3. 3. 9 送風機

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 外観状況	①汚れ、発錆、腐食等の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	1 M
	②ボルト等の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	1 M
	③防振材の損傷、亀裂等の有無を点検する。	1 M
2 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。	1 M
	②絶縁抵抗を測定し、1 MΩ 以上であることを確認する	1 M
	③電流値を計器盤で点検し、定格値以下であることを確認する。	1 M
3 軸受	①発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。給油不足の場合はグリースを給油する。	1 M
4 V ベルト	①弛み、磨耗及び損傷の有無を点検する。弛みがある場合は調整する。	1 M
5 プーリー	①磨耗、損傷等の有無を点検する。	1 M
6 羽根車	①汚れ及び変形、発錆等の有無を点検する。	1 M
	②ケーシング等に接触していないか確認する。	1 M

3. 3. 10 全熱交換機

全熱交換機の点検項目及び点検内容は表 3. 3. 10 による。

表 3. 3. 10 全熱交換機

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 外観の状況		
ア 本体	①発錆、腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。	1 M
イ フィルター	①汚れ、損傷の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	1 M
2 熱交換エレメント		
ア 軸受	①音、振動等の異常の有無を点検する。給油不足の場合はグリース給油する。	1 M

イ エlement	①詰まりや損傷等の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	1 M
ウ エアシール	②回転バランスの良否を点検する。	1 M
エ 駆動装置	①異常磨耗や破損等の有無を点検する。	1 M
オ ケーシング	①ベルトの弛み及び損傷等の有無を点検する。弛みがある場合は調整する。	1 M
3 電気系統	①汚れ及び発錆等の有無を点検する。汚れや発錆がある場合は清掃又は補修を行う。	1 M
ア 電源電圧	①電圧の変動が定格値の±10%以内であることを確認する。	1 M
イ ギアードモーター	①絶縁抵抗を測定し、その値が1 MΩ以上であることを確認する。	1 M
	②モーター表面温度の異常の有無を確認する。	1 M
	③電流が定格値内であることを確認する。	1 M
	④オイルシールの油漏れの有無を点検する。	1 M
ウ リレー	①作動の良否を点検する。	1 M
エ 端子類	①緩み、変色の有無を点検する。緩みのある場合は増締めする。	1 M

3. 4 給排水衛生機器

3. 4. 1 受水及び高置タンク

受水及び高置タンクの点検項目及び点検内容は表 3. 4. 1 による。

表 3. 4. 1 受水及び高置タンク

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 基礎	①亀裂等の異常の有無を点検する。	1 M
	②架台の発錆、腐食等の有無を点検する。発錆がある場合は清掃、補修する。	1 M
2 本体	①水漏れ、発錆、損傷等の有無を点検する。	1 M
	②マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。	1 M
	③外面の汚れがある場合は清掃する。	1 M
3 付属装置		
ア 水面制御及び警報装置	①汚れ、損傷等の有無を点検する。	1 M
	②作動の良否を点検する。	1 M
イ 滅菌器	①作動の良否を点検する。	1 M
4 付属配管	①変形、腐食、損傷等の有無を点検する。	1 M

	②防虫網の詰まり及び腐食、損傷等の有無を点検し、詰まりがある場合は清掃する。	1 M
--	--	-----

3. 4. 2 汚水槽及び雑排水槽

汚水槽及び雑排水槽の点検項目及び点検内容は表 3. 4. 2 による。

表 3. 4. 2 汚水槽、雑排水槽

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 本体	①内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検する。	1 M
	②マンホールの密閉状態の良否を点検する。	1 M
2 水面制御及び警報装置	①損傷及び腐食の有無を点検する。	1 M
	②作動の良否を点検する。	1 M
3 配管	①詰まりの有無を点検する。	1 M
	②発錆、腐食、損傷等の有無を点検する。	1 M

3. 4. 3 陸上ポンプ

ポンプの点検項目及び点検内容は表 3. 4. 3 による。

表 3. 4. 3 陸上ポンプ

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 本体	①腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。	1 M
	②軸断手ゴムの損傷等の劣化の有無を点検する。	1 M
	③軸断手の芯狂いが許容範囲内にあることを確認する。	1 M
	④主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の 10%以内にあることを確認する。	1 M
	⑤運転電流が定格電流以下にあることを確認する。	1 M
	⑥ポンプの吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。	1 M
2 電動機	①腐食及び損傷の有無を点検する。	1 M
	②円滑に回転することを確認する。	1 M
	③絶縁抵抗を測定し、1 MΩ 以上であることを確認する。	1 M
3 制御機器(小形給水ポンプユニットに限る)		
ア 制御	①電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。	1 M
	②表示ランプの点灯の良否を点検する。	1 M
イ 圧力発信器	①指示値に狂いが無いことを確認する。	1 M
	②機能の異常の有無を点検する。	1 M

4 圧力タンク (小形給水ポンプに限る)	①腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。	1 M
	②封入ガスの圧力が規定値にあることを確認する。	1 M
5 フート弁及び逆止弁 (揚水ポンプ及び給湯ポンプに限る)	①開閉状態の良否を点検する。開閉不良の場合は清掃又は調整する。	1 M
6 計器	①腐食及び損傷の有無を点検する。	1 M
	②指示値に狂いがないことを確認する。	1 M

3. 4. 4 深井戸ポンプ

深井戸ポンプの点検項目及び点検内容は表 3. 4. 4 による。

表 3. 4. 4 深井戸ポンプ

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 本体	①主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の 10%以内にあることを確認する。	1 M
	②運転電流が定格電流の 100%以下にあることを確認する。	1 M
	③締切圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。	1 M
2 電動機	①絶縁抵抗を測定し、その値が 1 MΩ 以上であることを確認する。	1 M
3 自動空気抜弁	①水漏れの有無を点検する。	1 M
	②空気が確実に抜けることを確認する。	1 M
4 ケーブル	①損傷等の劣化の有無を点検する。	1 M
5 計器	①腐食及び損傷の有無を点検する。	1 M
	②指示値に狂いがないことを確認する。	1 M

3. 4. 5 排水ポンプ

排水ポンプの点検項目及び点検内容は表 3. 4. 5 による。

表 3. 4. 5 排水ポンプ

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 本体、着脱装置及びガイド部	①腐食、及び損傷の有無を点検する。	1 M
	②主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の 10%以内にあることを確認する。	1 M

2 電動機	③運転電流が定格電流の 100%以下にあることを確認する。	1 M
	①腐食、及び損傷の有無を点検する。	1 M
	②絶縁抵抗を測定し、その値が 1 MΩ 以上であることを確認する。	1 M
3 配管	①発錆、腐食、損傷等の有無を点検する。	1 M

3. 4. 6 ガス湯沸器

ガス湯沸器の点検項目及び点検内容は表 3. 4. 6 による。

表 3. 4. 6 ガス湯沸器

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 外筒及び内筒	①外筒の汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	1 Y
	②発錆、腐食等の有無を点検する。	1 Y
	③内筒の湯垢の付着の有無を点検する。付着がある場合は洗浄する。	1 Y
2 弁又は栓	①ガス及び水漏れの有無並びに開閉の良否を点検する。	1 M
	②逆支弁、逃し弁及び減圧弁の作動の良否を点検する。	6 M
3 温度調節器	①栓に異常のないことを確認のうえ口火を点火し、ツマミを調節して給湯温度が規定の範囲内にあることを確認する。	1 M
4 口火及びバーナー	①口火及びバーナーの点火及び消火の良否を点検する。	1 M
	②炎の色、長さ、燃焼音等の燃焼状態の良否及びガスの臭いの有無を確認する。	1 M
	③ノズルの詰まりの有無を点検する。	1 Y
	④ガス圧の適否及び排気状態の良否を点検する。	1 Y
5 吸熱板	①煤の付着の有無を点検する。付着がある場合は清掃する。	1 M
6 ボールタップ	①作動の良否を点検する。	1 M
	②浸水、変形及び水漏れの有無を点検する。	1 Y
7 配管接続部	①ガス及び水漏れの有無を点検する。	1 Y
	②変形、腐食、損傷等の有無を点検する。	1 Y

3. 4. 7 衛生器具

衛生器具の点検項目及び点検内容は表 3. 4. 7 による。

表 3. 4. 7 衛生器具

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 洗面器、手洗器 掃除流し、汚物流し 及び台所流し	①亀裂、損傷等の有無を点検する。	6 M
	②器具と排水金具、排水管、トラップ等の接続部の緩み及び腐食、損傷等の有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	6 M
	③排水のひき具合及び詰まりの有無を点検する。詰まりがある場合は清掃する。	6 M
	④トラップの封水の良否を点検する。	6 M
2 小便器及び大便器	①亀裂、損傷等の有無を点検する。	6 M
	②便器のブランジ及びボルトの緩み及び損傷の有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	6 M
	③洗浄管及び便器の接続部の水漏れの有無を点検する。	6 M
	④排水のひき具合及び詰まりの有無を点検する。詰まりがある場合は清掃する。	6 M
	⑤トラップの封水の良否を点検する。	6 M
	⑥水圧及び吐水時間の適否を点検する。水圧又は吐水時間が適当でない場合は調整する。	6 M

3. 5 ダクト及び配管

3. 5. 1 ダクト

ダクトの点検項目及び点検内容は表 3. 5. 1 による。

表 3. 5. 1 ダクト

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 ダクト	①塗装の剥離及び鉄板の腐食、損傷等の有無を点検する。(裸ダクトに限る)	1 M
	②保温材の剥離、損傷等の有無を点検する。	1 M
	③風圧、熱膨張等による変形の有無を点検する。	1 M
2 ダンパー	①作動の良否を点検する。作動不良の場合は取外しうえ清掃する。	1 M
	② 損傷等の劣化並びに音及び振動の異常の有無を点検する。	1 M
3 接続部	①空気漏れの有無を点検する。漏れがある場合は締付け又はコーキングする。	1 M
	②ボルトの緩み、欠落及び損傷等並びにパッキンのずれ及び損傷等の有無を点検する。緩み若しくは欠落又は	1 M

	はずれがある場合は増締め若しくは取付け又は調整する。	
4 吊り及び支持金物	①腐食、変形等の劣化の有無を点検する。劣化がある場合は修理する。	1 M
	②緩みの有無及び取付けの良否を点検する。緩みがある場合は増締めする。	1 M
5 吹出口及び吸込口	①汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	1 M
	②塗装の剥離及び腐食、変形等の劣化の有無を点検する。	1 M

3. 5. 2 配管

配管の点検項目及び点検内容は表 3. 5. 2 による。

表 3. 5. 2 配管

点検項目	点検及び保守内容	周期
1 配管	①水又は蒸気漏れ及び結露の有無を点検する。	1 Y
	②塗装の剥離及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。(裸配管に限る)	1 Y
	③保温材の剥離、損傷等の劣化の有無を点検する。	1 Y
	④曲管、接続部及び弁類の前後における音及び振動の異常の有無を点検する。	1 Y
2 伸縮断手	①作動状態の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。	1 Y
	②水又は蒸気漏れ及び亀裂、損傷等の劣化の有無を点検する。	1 Y
3 トラップ	①分解清掃のうえ腐食等の劣化の有無を点検する。	1 Y
	②作動の良否を点検する。	1 Y
4 弁(減圧弁を除く)	①開閉の良否を点検する。開閉不良の場合は調整する	1 Y
	②水又は蒸気漏れ及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。	1 Y
5 減圧弁	①弁前後の圧力計により作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。	1 Y
	②腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。	1 Y
6 支持金物	①緩み及び腐食、損傷、変形等の劣化の有無を点検する。緩みがある場合は調整する。	1 Y

	②可動部分を有するものにあつては作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。	1 Y
--	--	-----

4. 医療ガス設備

4. 1 一般事項

(1) 点検及び保守

- ① 医療ガス設備の点検保守については医療法及び関係法令、「医療ガスの安全管理について」（平成 29 年 9 月 6 日医政発 0906 第 3 号）の定めるところによる。
- ② 本業務は医療ガス設備について、専門的見地から点検又は測定により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障の未然の防止に資することを目的とする。

4. 2 医療ガス設備

4. 2. 1 警報表示盤

警報表示盤の点検項目及び点検内容は表 4. 2. 1 による

表 4. 2. 1 警報表示盤

点検項目	点検及び保守内容	周期
警報表示盤	①表示灯、ランプカバー等の損傷等の有無の点検	1 D
	②ガス供給の正常を示す緑灯の点灯の確認	1 D
	③テストボタンを作動させ、可聴警報、警報の消音・弱音の機能、警報ランプ（黄灯、赤灯）点灯の良否の点検	1 D

4. 2. 2 供給設備

供給設備の点検項目及び点検内容は表 4. 2. 2（ア）及び（イ）による

表 4. 2. 2 供給設備（ア）

点検項目	点検及び保守内容	周期
供給装置 （マニフォールド）	①弁の「常時開」、「常時閉」の表示の有無、及び、その表示の正誤の点検	1 D
	②各機器においてガス漏れ音（シュー音）の有無の点検	1 D
	③圧力計及び液面計の指示値の確認（酸素ガスにあっては、他のガスより送気配管圧力が 30kPa 程度高くなっていることの確認）	1 D
	④警報装置の表示等に損傷の有無の点検（高圧ガス容器交換時には点灯及び消灯の作動点検）	1 D
	⑤連結導管のねじれ、凹み及び折れの有無の点検	1 D
	⑥高圧ガス容器の転倒又は移動防止装置にゆるみなどの異常の有無の点検	1 D
	⑦液化ガスの場合、平常時に比べて異常な霜付きの有無の確認	—
	⑧各機器において異常なガス流音又はその他の異常音の有無の確認	1 D

表 4. 2. 2 供給設備（イ）

供給装置 (圧縮空気供給装置) (吸引供給装置)	①起動及び停止機能の異常の有無の点検	1 D
	②運転中の異常音及び異常振動の有無の点検	1 D
	③消音機がある設備の場合、その効果の異常の有無の点検	—
	④給水を要する設備の場合、水位及び水の循環排水に異常（弁の作動及び水漏れ）の有無の点検	1 D
	⑤電流計、電圧計等の計器類の指示値の確認	1 D
	⑥圧縮空気供給装置の安全弁に漏れの有無の点検	1 D
	⑦圧縮空気供給装置の露点計の指示値の確認	1 D
	⑧空気圧縮機、アフタークーラー等のドレン溜まりの有無の点検	1 D

第一種特定製品点検業務特記仕様書

1 業務内容

院内に設置されているフロン排出抑制法に規定する第一種特定製品について点検を行う。

2 業務仕様

(1) 点検・保守の範囲は「3 機器仕様」による。

(2) フロン排出抑制法に基づき、定期点検及び簡易点検を行う。

(3) 点検方法及び周期は下記のとおりとする。

① 圧縮機（コンプレッサー）の定格出力が 7.5kW 以上 50kW 未満のマルチ型空気調和機は 3 年に 1 回、定期点検を行うこと。なお、本契約期間においては令和 9 年 3 月末までに行うこと。

② 圧縮機（コンプレッサー）の定格出力が 7.5kW 未満のマルチ型空気調和機、パッケージ型空気調和機、設備用インバーター、冷凍庫、冷蔵庫は 3 ヶ月に 1 回、簡易点検を行う。

(4) 記録・保管等については下記のとおりとする。

① 簡易点検を実施した場合は、フロン排出抑制法に準拠した点検簿に記録し、保管する。

② 定期点検を実施した場合は、フロン排出抑制法に準拠した点検簿に記録し、保管する。

③ 修理等を実施した場合は、その履歴をフロン排出抑制法に準拠した点検簿に記録し、保管する。

④ 冷媒の漏えいまたは故障等を確認した場合は、総務経営課総務係に報告する。

3 機器仕様

(1) 対象機器

① マルチ型空気調和機（7.5kW 以上 50kW 未満）	4 台
② マルチ型空気調和機（7.5kW 未満）	22 台
③ パッケージ型空気調和機（7.5kW 未満）	58 台
④ 外気処理空気調和機（7.5kW 以上 50kW 未満）	2 台
⑤ 設備用インバーター（7.5kW 未満）	1 台
⑥ 冷凍庫（7.5kW 未満）	2 台
⑦ 冷蔵庫（7.5kW 未満）	19 台

(2) 対象機器詳細は【フロン排出抑制法対応 フロン冷媒機器一覧】による。

4 定期点検実施に必要な有資格者

定期点検については、フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有し、以下（1）から（2）までのいずれかに該当するもの（以下、「有資格者」とい

う。)を責任者として置くこと。ただし、第三者の協力を得て実施しようとするときは、契約書第9条により、その旨を書面によって甲の承認を受けること。

(1) 第一種冷媒フロン類取扱技術者

(2) 以下のアからオまでのいずれかの資格等を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講したもの。

ア 冷凍空調技士

イ 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)

ウ 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械以外)で、機器の製造又は管理に関する業務に5年以上従事したもの。

エ 冷凍空気調和機器施工技能士

オ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

管理者名	静岡県立こころの医療センター				記録作成・保存	総務経営課総務係				最終更新日	2626年7月31日			
------	----------------	--	--	--	---------	----------	--	--	--	-------	------------	--	--	--

建物・階数	管理番号0	管理番号1	管理番号2	設置場所(室外機)	室内機設置場所 (建物名)	室内機設置場所 (室名)	設置年月日	工事名等	製造業者	施工業者	製品分類	型式	定格 出力 (kW)	冷媒 種類	初期 充填量 (kg)
管1F	1	1	－	管理診療棟1階	管理診療棟1階	医事スタッフ	不明	不明	三洋電機	不明	パッケージ	SPW-CHEP40B12	0.70	R410A	1.65
管1F	2	2	－	管理診療棟1階	管理診療棟1階	検体検査室	不明	不明	東芝	不明	パッケージ	ROA-AP1602H	3.30	R410A	2.80
管1F	3	3	－	管理診療棟1階	管理診療棟1階	調剤室	令和7年9月19日	空調機取替修繕	パナソニック	三洋静設備	パッケージ	PA-P40K7SHB	1.10	R32	1.10
管1F	4	4	－	管理診療棟1階	管理診療棟1階	よろず相談室	令和3年8月26日	空調機取替修繕	三菱電機	三洋静岡設備	パッケージ	MSZ-GV2520-W	0.85	R410A	0.92
管1F	5	5	－	管理診療棟地下1階	管理診療棟1階	検体検査室	不明	不明	日立	不明	パッケージ	RAC-AJ22E	0.60	R32	0.50
管1F	6	6	－	管理診療棟1階	管理診療棟1階	仮眠室	令和6年2月15日	空調機取替修繕	三菱電機	三洋静岡設備	パッケージ	RAS2823	0.75	R32	0.55
管1F	7	7	－	管理診療棟1階	管理診療棟1階	管理当直室	令和2年5月8日	空調機取替修繕	東芝	三洋静岡設備	パッケージ	RAS-2819AT	0.75	R32	0.67
管1F	8	8	－	管理診療棟1階	管理診療棟1階	コンピューター室(守衛仮眠室)	令和7年9月10日	空調機取替修繕	三菱電機	三洋静岡設備	パッケージ	MSZ-GV2825	0.75	R410A	0.69
管1F	9	9	－	管理診療棟1階	管理診療棟1階	守衛室	平成26年5月30日	空調機取替修繕	三菱電機	三洋静岡設備	パッケージ	PUZ-ERP80SHA13	1.50	R410A	3.40
管1F	10	10	－	管理診療棟地下1階	管理診療棟1階	職員休憩室(医事委託)	平成26年5月30日	空調機取替修繕	三菱電機	三洋静岡設備	パッケージ	MUFZ-562AS	1.50	R410A	1.65
管1F	11	11	ACPE-1-3	管理診療棟1階	管理診療棟1階	検査技師室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	パッケージ	PEZ-ERP63DH	1.20	R410A	2.50
管1F	12	12	ACPE-1-1	管理診療棟1階	管理診療棟1階	検体検査室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	パッケージ	PEZ-ERP112DH	2.10	R410A	5.80
管1F	13	13	ACPE-1-2	管理診療棟1階	管理診療棟1階	調剤室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	パッケージ	PEZ-ERP112DH	2.10	R410A	4.60
管1F	14	14	ACME-1-3	管理診療棟屋上	管理診療棟1階	X線操作室, CT操作室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP280DMG3	5.10	R410A	16.90
管1F	15	15	ACME-1-2	管理診療棟屋上	管理診療棟1階	操作室, 心電図室, 脳波検査1・2	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP140DMG3	2.40	R410A	15.00
管1F	16	16	ACME-1-1	管理診療棟屋上	管理診療棟1階	薬剤室, 薬務室, 製剤室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP160DMG3	3.00	R410A	12.60
管2F	17	1	－	管理診療棟1階	管理診療棟2階	レセ室	不明	不明	ダイキン	不明	パッケージ	RYP140L	3.75	R407C	3.70
管2F	18	2	－	管理診療棟地下1階	管理診療棟2階	歯科	不明	不明	三菱電機	不明	パッケージ	MPUZ-WRP112HA	1.90	R410A	5.00
管2F	19	3	－	管理診療棟1階	管理診療棟2階	サーバー室1	平成21年7月27日	サーバー室増設空調工事	三菱電機	日将	パッケージ	PUZ-WRP15HAN-A	2.90	R410A	5.00
管2F	20	4	－	管理診療棟1階	管理診療棟2階	サーバー室2	平成21年7月27日	サーバー室増設空調工事	三菱電機	日将	パッケージ	PUZ-WRP15HAN-A	2.90	R410A	5.00
管2F	21	5	－	管理診療棟1階	管理診療棟2階	サーバー室3	平成21年7月27日	サーバー室増設空調工事	三菱電機	日将	パッケージ	PUZ-WRP15HAN-A	2.90	R410A	5.00
管2F	22	6	ACPE-2-1	管理診療棟1階	管理診療棟2階	電話交換室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	パッケージ	PEZ-ERP56DH	1.10	R410A	2.40
管2F	23	7	ACPE-2-2	管理診療棟2階	管理診療棟2階	女子仮眠室(アポロンプロジェクト室)	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	パッケージ	PEZ-ERP112DH	2.10	R410A	4.60
管2F	24	8	ACPE-2-3	管理診療棟3階	管理診療棟2階	手術室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	設備用インバータ	PFHV-P280DM	5.30	R410A	11.00
管2F	25	9	ACME-2-2	管理診療棟屋上	管理診療棟2階	医局・研究室1	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP280DMG3	5.10	R410A	16.90
管2F	26	10	ACME-2-1	管理診療棟屋上	管理診療棟2階	洗浄組立室, 既滅菌室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP140DMG3	2.40	R410A	9.60
管2F	27	11	ACME-2-4	管理診療棟屋上	管理診療棟2階	総務経営課	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUSY-P140MH1	3.80	R410A	7.30
管2F	28	12	ACME-2-3	管理診療棟屋上	管理診療棟2階	当直室, 研究室2～5, 男子仮眠室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP280DMG3	5.10	R410A	16.80
管B1F	29	1	－	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	清掃控室	不明	不明	東芝	不明	パッケージ	RAS-4013AD	0.75	R410A	1.05
管B1F	30	2	－	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	中央管理控室	令和7年3月24日	空調機取替修繕	東芝	三洋静岡設備	パッケージ	RAS-2814T	0.72	R410A	0.70
管B1F	31	3	MAC-1	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	厨房	令和8年5月15日	厨房設備等改修工事	ダイキン	日管	ビルマルチ	RQYP450FC	13.70	R410A	20.30
管B1F	32	4	MAC-2	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	厨房	令和8年5月15日	厨房設備等改修工事	ダイキン	日管	ビルマルチ	RQYP450FC	13.70	R410A	20.30
管B1F	33	5	MAC-3	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	厨房	令和8年5月15日	厨房設備等改修工事	ダイキン	日管	ビルマルチ	RQYP280FC	7.92	R410A	15.10
管B1F	34	6	ACC-1	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	厨房	令和8年5月15日	厨房設備等改修工事	木村工機	日管	外調機	RFT-12000S-COA2	7.50	R410A	28.00
管B1F	35	7	ACC-2	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	厨房	令和8年5月15日	厨房等改修工事	木村工機	日管	外調機	CU-P160H4	7.50	R410A	28.00
管B1F	36	8	ACME-B1-2	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	栄養事務室、委託事務室、霊安室	令和8年5月15日	厨房設備等改修工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP280DMG3	5.10	R410A	16.70
管B1F	37	9	ACME-B1-4	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	委託休憩室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP224DMG3	4.00	R410A	16.10
管B1F	38	10	ACME-B1-3	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	組合事務室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電気	日管	マルチ	PUHY-RP224DMG3	4.00	R410A	17.10
管B1F	39	11	ACME-B1-1	管理診療棟屋上	管理診療棟地下1階	清掃控室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP280DMG3	5.10	R410A	16.00
管B1F	40	12	ACPE-B1-1	管理診療棟地下1階	管理診療棟地下1階	中央管理室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	パッケージ	PEZ-ERP112DH	2.10	R410A	5.20

建物・階数	管理番号0	管理番号1	管理番号2	設置場所(室外機)	室内機設置場所 (建物名)	室内機設置場所 (室名)	設置年月日	工事名等	製造業者	施工業者	製品分類	型式	定格 出力 (kW)	冷媒 種類	初期 充填量 (kg)
病棟1F	41	1	ACP-04	北1病棟	北1病棟	156号室	平成22年12月10日	北1病棟改修機械設備工事	三菱電機	日将	パッケージ	MPLZ-ERP56SLN	1.10	R410A	2.40
病棟1F	42	2	ACP-03	北1病棟	北1病棟	司法デイルーム	平成22年12月10日	北1病棟改修機械設備工事	三菱電機	日将	パッケージ	MPLZ-ERP160BN	2.90	R410A	4.90
病棟1F	43	3	ACP-01	北1病棟	北1病棟	診察室1～3, 面会室, 159～172号室, 脱衣室, 配膳室	平成22年12月10日	北1病棟改修機械設備工事	三菱電機	日将	マルチ	PUHY-P630SCM	8.10	R410A	不明
病棟1F	44	4	ACP-02	北1病棟	北1病棟	スタッフステーション	平成22年12月10日	北1病棟改修機械設備工事	三菱電機	日将	マルチ	PUHY-P224CM	5.40	R410A	不明
病棟1F	45	5	PAC-1	北1病棟	北1病棟	EV横休憩室	平成23年3月31日	北4病棟等改修機械設備工事	三菱電機	日将	パッケージ	MPLZ-ERP80SBN	1.40	R410A	3.40
病棟1F	46	6	BCME-1-3	病棟屋上	北1病棟	デイルーム, 食堂	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP335DMG3	5.90	R410A	24.60
病棟1F	47	7	PAC-1	南1病棟	南1病棟	115号室	平成23年12月22日	病棟増床改修工事	三菱電機	平井工業	パッケージ	PUZ-RP45SHA9	0.90	R410A	1.70
病棟1F	48	8	PAC-1	南1病棟	南1病棟	116号室	平成23年12月22日	病棟増床改修工事	三菱電機	平井工業	パッケージ	PUZ-RP45SHA9	0.90	R410A	1.70
病棟1F	49	9	BCME-1-2	病棟屋上	南1病棟	食堂, スタッフステーション, 診察室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP335DMG3	5.90	R410A	21.30
病棟1F	50	10	BCME-1-1	病棟屋上	南1病棟	デイルーム	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP335DMG3	5.90	R410A	22.90
病棟1F	51	11	BCPE-1-1	南1病棟	南1病棟	脱衣室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	パッケージ	MLZ-225AS	0.60	R410A	1.05
病棟1F	52	12	-	南1病棟	南1病棟	配膳室	平成29年10月25日	空調設備更新工事	三菱電気	日管	パッケージ	MSZ-GV2817-W	1.80	R32	0.59
病棟1F	53	13	-	南1病棟	南1病棟	私物庫(リネン庫)	平成30年7月25日	空調機更新工事	三菱電機	三洋静岡設備	パッケージ	MUCZ-G2818	0.75	R32	0.59
病棟1F	54	14	-	南1病棟	南1病棟	108号室	不明	不明	ダイキン	不明	パッケージ	R40JCV	1.10	R410A	1.05
病棟1F	55	15	-	南1病棟	南1病棟	109号室	不明	不明	ダイキン	不明	パッケージ	R40JCV	1.10	R410A	1.05
病棟2F	56	1	-	北3病棟	北2病棟	スタッフステーション	不明	不明	三洋電機	不明	パッケージ	SPW-CHEP112E	2.30	R410A	2.60
病棟2F	57	2	PAC-1	北2病棟	北2病棟	259号室	平成21年3月18日	北1・2病棟改修機械設備工事	ダイキン	日将	パッケージ	SYGP40AAV	0.80	R410A	1.20
病棟2F	58	3	PAC-1	北2病棟	北2病棟	260号室	平成21年3月18日	北1・2病棟改修機械設備工事	ダイキン	日将	パッケージ	SYGP40AAV	0.80	R410A	1.20
病棟2F	59	4	-	北2病棟	北2病棟	カンファレンス	平成21年8月5日	北2小会議室空調新設工事	三洋電機	三洋静岡設備	パッケージ	SAP-ZK40X	1.00	R410A	1.30
病棟2F	60	5	PAC-2	北1病棟	北2病棟	EV横休憩室	平成23年3月31日	北4病棟等改修機械設備工事	三菱電機	日将	パッケージ	MPLZ-ERP80SBN	1.40	R410A	3.40
病棟2F	61	6	PAC-1	北2病棟	北2病棟	278号室	平成23年12月22日	病棟増床改修工事	三菱電機	平井工業	パッケージ	PUZ-RP45SHA9	0.90	R410A	1.70
病棟2F	62	7	PAC-1	北2病棟	北2病棟	279号室	平成23年12月22日	病棟増床改修工事	三菱電機	平井工業	パッケージ	PUZ-RP45SHA9	0.90	R410A	1.70
病棟2F	63	8	BCPE-2-2	北2病棟	北2病棟	脱衣室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	パッケージ	MLZ-225AS	0.60	R410A	1.05
病棟2F	64	9	BCPE-2-3	北1病棟	北2病棟	面会準備室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	パッケージ	MLZ-225AS	0.60	R410A	1.05
病棟2F	65	10	BCME-2-4	病棟屋上	北2病棟	食堂, リネン庫	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP280DMG3	5.10	R410A	18.40
病棟2F	66	11	BCME-2-3	病棟屋上	北2病棟	デイルーム, スタッフステーション	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP280DMG3	5.10	R410A	16.10
病棟2F	67	12	-	南3病棟	南2病棟	スタッフステーション	不明	不明	三菱電機	不明	パッケージ	SPW-CHEP112E	2.30	R410A	2.60
病棟2F	68	13	PAC-1	南2病棟	南2病棟	204号室	平成20年2月29日	南2病棟改修空調工事	ダイキン	日将	パッケージ	SZGP40AV	0.80	R410A	1.20
病棟2F	69	14	PAC-1	南2病棟	南2病棟	207号室	平成20年2月29日	南2病棟改修空調工事	ダイキン	日将	パッケージ	SZGP40AV	0.80	R410A	1.20
病棟2F	70	15	PAC-1	南2病棟	南2病棟	227号室	平成23年12月22日	病棟増床改修工事	三菱電機	平井工業	パッケージ	PUZ-RP45SHA9	0.90	R410A	1.70
病棟2F	71	16	PAC-1	南2病棟	南2病棟	228号室	平成23年12月22日	病棟増床改修工事	三菱電機	平井工業	パッケージ	PUZ-RP45SHA9	0.90	R410A	1.70
病棟2F	72	17	BCME-2-2	病棟屋上	南2病棟	食堂, スタッフステーション, ハイケア206	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP335DMG3	5.90	R410A	20.60
病棟2F	73	18	BCME-2-1	病棟屋上	南2病棟	デイルーム, ハイケア205	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP335DMG3	5.90	R410A	23.30
病棟2F	74	19	BCPE-2-1	南2病棟	南2病棟	脱衣室	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	パッケージ	MLZ-225AS	0.60	R410A	1.05
病棟2F	75	20	-	南2病棟	南2病棟	面談室	平成30年9月3日	空調機設置工事	三菱電機	三洋静岡設備	パッケージ	MUCZ-G2818	0.75	R32	0.59
病棟3F	76	1	-	北3病棟	北3病棟	北2男子仮眠室	平成26年9月5日	病棟3階休憩室空調設置工事	東芝	三洋静岡設備	パッケージ	RAS-2514AD	0.75	R410A	0.84
病棟3F	77	2	-	北3病棟	北3病棟	北2女子仮眠室	平成30年9月13日	病棟3階休憩室空調設置工事	東芝	三洋静岡設備	パッケージ	RAS-2514AD	0.75	R410A	0.84
病棟3F	78	3	-	北3病棟	北3病棟	北1女子仮眠室	不明	不明	東芝	不明	パッケージ	RAS-255EAD	0.75	R410A	0.70
病棟3F	79	4	-	南3病棟	南3病棟	男子共用休憩室	平成26年9月5日	病棟3階休憩室空調設置工事	東芝	三洋静岡設備	パッケージ	RAS-2514AD	0.75	R410A	0.84
病棟3F	80	5	-	南3病棟	南3病棟	南2女子仮眠室	平成26年9月5日	病棟3階休憩室空調設置工事	東芝	三洋静岡設備	パッケージ	RAS-2514AD	0.75	R410A	0.84
病棟3F	81	6	-	南3病棟	南3病棟	南2男子仮眠室	平成26年9月5日	病棟3階休憩室空調設置工事	東芝	三洋静岡設備	パッケージ	RAS-2514AD	0.75	R410A	0.84
病棟3F	82	7	-	南3病棟	南3病棟	北1男子仮眠室	平成26年9月5日	病棟3階休憩室空調設置工事	東芝	三洋静岡設備	パッケージ	RAS-2514AD	0.75	R410A	0.84
病棟3F	83	8	BCME-3-2	病棟屋上	南3病棟	食堂	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP280DMG3	5.10	R410A	20.10
病棟3F	84	9	BCME-3-1	病棟屋上	南3病棟	デイルーム	平成27年12月15日	空調設備更新工事	三菱電機	日管	マルチ	PUHY-RP335DMG3	5.90	R410A	23.00

[illegible]

フロン排出抑制法対応 フロン冷媒機器一覧(冷蔵庫等)

管理者名	静岡県立こころの医療センター	記録作成・保存	総務経営課総務係	最終更新日	2020年6月25日
------	----------------	---------	----------	-------	------------

[illegible]

ボイラー等ばい煙測定業務特記仕様書

1 業務の内容

大気汚染防止法等に基づくボイラー等ばい煙発生装置の排ガス中物質濃度測定業務

2 分析対象機器及び分析項目

対象機器		分析項目及び実施時期					
		ばいじん		NO _x		SO _x	
名称	数量	夏	冬	夏	冬	夏	冬
冷温水発生機	2基	○	○	○	○		

※ 当院設置の重油炊きボイラーは、伝熱面積 10 m²未満で、バーナー燃焼能力が重油換算で 50ℓ/h 以上の小型ボイラーに相当するため、当該測定業務は行わない。

3 分析結果の報告

乙は、測定実施後 15 日以内に、対象機器ごとの分析結果を計量証明書の様式により報告すること。

運転及び監視特記仕様書

1 一般事項

(1) 運転・監視

運転・監視にあたっては、関連する機器類の制御を適正に行い、効率的な運転を行う。

(2) 運転・監視の記録

毎日の運転・監視装置より打ち出される記録を整理、保管する。

(3) 臨機の措置

災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は直ちに施設管理責任者に通報するとともに、守衛室等との連絡調整を行うものとする。

(4) 機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応方法について、施設管理責任者と予め協議して定めておく。なお、緊急を要する場合は、業務担当者は必要な措置を直ちに講じるものとし、措置の詳細を速やかに施設管理者に報告すること。

(5) 設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室の整理整頓及び清掃を行う。

(6) 障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。また、注意標識等の汚損、損傷等が無く見やすい状態で適正に取り付けられ

(7) 周期の表記

定期点検の周期の表記は、次による。

- (1) 「1 D」は、1 日ごとに行うものとする。
- (2) 「1 W」は、1 週ごとに行うものとする。
- (3) 「1 M」は、1 月ごとに行うものとする。
- (4) 「1 Y」は、1 年ごとに行うものとする。

2. 電気設備

2. 1 一般事項

(1) 運転・監視

(ア) 運転・監視は、商用電源又は非常用電源の使用状態で、原則として目視により行う。

(イ) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

(ウ) 特に日常使用の多い、分電盤、制御盤等、幹線、照明器具、コンセント、点滅器等の配線器具の異音、異臭、過熱、変色、不点灯等の異常を巡視及び計器指示値等により運転・監視を行う。又、照明器具等のランプ交換時に必要な場合には管球、反射板、カバー等の清掃を行うものとする。

(エ) 分電盤・制御盤のキャビネット表面の塵埃の除去収集及び廃棄は日常の運

転・監視を含む。

2. 2 受変電設備

(1) 一般事項

受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技術者と協議して巡視経路を定め点検する。なお、異常がある場合は速やかに、詳細を記入して電気主任技術者に報告する。

(2) 運転・監視

運転・監視は、表 2. 2 に定めるところにより適正に行う。

表 2. 2 受変電設備

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 室内	①雨水、塵埃等の進入状態を点検する。	1 M
	②標識の汚損及び取り付け状態を点検する。	1 M
2 盤類	①扉、開閉の良否及び施錠の有無を点検し、開閉が不良の場合は調整する。	1 M
	②汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及び錆の有無を目視及び手触により点検する。	1 M
3 高圧機器		
ア 変圧器	①異音、異臭及び異常振動の有無を目視、聴覚及び臭覚により、点検する。	1 M
イ 遮断機、負荷開閉器、電磁接触器	①異音、異臭、等の有無を目視、聴覚及び臭覚により点検する。	1 M
	②開閉表示状態（表示灯）を点検する。	1 M
ウ 断路器	①硝子の汚損、亀裂及び取付けボルトの脱落等の有無を点検する。	1 M
	②端子、刃、の接触部、刃の、開き止め及び操作部の過熱、変色、損傷変形及び、錆の有無を点検する。なお、加熱、変色等の異常がある場合は電流記録を調査する。	1 M
エ 計器用変成器	①異音、異臭及び異常振動の有無を目視、聴覚及び臭覚により点検する異常がある場合は原因を調査する。	1 M
	②汚れ、汚損、亀裂、過熱、変色等の異常の有無を点検する。	1 M
オ 指示計器、表示操作、保護断電器	①操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1 M
	②各計器の指示値の適否を点検する。	1 M
	③保護断電器の動作表示を点検し、動作表示がある場合は原因を調査し復帰する。	1 M

カ 避雷器	④配電盤等の表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検し球切れがある場合は交換する。	1 M
	①汚れ、損傷、亀裂、変色及び端子・接続部の緩みの有無を点検する。	1 M
	②接地線の端子の緩み、変色、損傷の有無を点検する。	1 M
	③コンパウンドの異常の有無を点検する。	1 M
キ 高圧進相コンデンサー	①異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を目視、聴覚及び臭覚により点検する。	1 M
ク 直列リアクトル	①異音、異常振動等の有無を目視、聴覚及び臭覚により点検する。	1 M
4 低圧機器		
ア 開閉器類(配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器)	①異音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を目視、聴覚及び臭覚により点検する。	1 M
イ 計器用変成期	②開閉表示状態(指示、点灯)を確認する。	1 M
	①異音、異臭、異常振動等の有無を目視、聴覚及び臭覚により点検する。	1 M
ウ 指示計器、表示操作、保護断電器	①操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1 M
	②各計器の指示値の適否を点検する。	1 M
	③保護断電器の動作表示を点検し、動作表示がある場合は原因を調査し復帰する。	1 M
	④配電盤等の表示灯類の点灯状態を目視により点検し球切れがある場合は交換する	1 M
エ 低圧進相コンデンサー	①異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を目視、聴覚及び臭覚により点検する。	1 M

2. 3 自家発電設備

(1) 一般事項

自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転又は緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

(2) 運転・監視

運転・監視は表2. 3に定めるところにより適正に行う。

表2. 3 自家発電設備

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 自家発電装置	①燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検する。	1 M
2 配電盤類	①各計器の指示値の適否を点検する。	1 M
	②自家発電装置が始動及び自動運転待機状態(切替スイッチの自動側位置等)にあることを確認する。	1 M
	③表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検し、球切れがある場合は交換する。	1 M

3 付属装置		
ア 始動用電源	①各計器の指示値の適否を点検する。	1 M
(ア) 充電装置	②表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検し、球切れがある場合は交換する。	1 M
(イ) 蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1 M
	②蓄電池の端子の緩みの有無を点検する。	1 M
イ 燃料タンク、燃料移送ポンプ等	①タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1 M
	②油量を点検、確認する。	1 M
ウ バルブ	①各種バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。	1 M
4 試運転	①試験スイッチを投入して、試運転（5分程度）を行い、始動時間等を確認する。	1 M
	②運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認する。	1 M
	③回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時に指示値を確認する。	1 M
	④試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切り替えて運転待機状態にあることを確認する。	1 M

2. 4 直流電源装置

(1) 一般事項

運転・監視は表 2. 4 に定めるところにより適正に行う。

表 2. 4 直流電源装置

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 整流装置	①汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を目視、聴覚、臭覚及び手触により点検する。	1 Y
	②トリクル充電又は浮動充電中の蓄電池総電圧や充電電流の適否を各計器指示値等により確認する。	1 Y
	③操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1 Y
	④表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検し、球切れがある場合は交換する。	1 Y
2 蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1 Y
	②蓄電池の端子の緩みを点検する。	1 Y

2. 5 構内配電線路・通信線路

(1) 一般事項

運転・監視は表 2. 5 に定めるところにより適正に行う。

表 2. 5 構内配電線路・通信線路

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 構内配電線路・通信線路	①ケーブル本体及び端末部の損傷、腐食等の有無を点検する。	1 M
	②接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検する。	1 M
	③マンホール及びハンドホールの蓋の損傷の有無を点検する。又、内部のひび及び浸水の有無を点検する。	1 M

2. 6 外灯設備

(1) 一般事項

運転・監視は表 2. 6 に定めるところにより適正に行う。

表 2. 6 外灯設備

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 外灯設備	①点灯状態を点検し、不点の場合は、交換する。	1 D
	②損傷、破損、錆、腐食及び取付けボルト、緩みの有無を目視及び手触により検する。なお、緩みがある場合は増締めする。	1 M

2. 7 避雷設備

(1) 一般事項

運転・監視は表 2. 7 に定めるところにより適正に行う。

表 2. 7 避雷設備

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 避雷設備	①突針及び棟上導体の取付け状態、損傷等の有無を点検する。	1 Y
	②突針等の支持管の固定状態を目視又は手触により点検し、ボルト等の増締め行う。	1 Y
	③避雷導線の断線、端子の接続部の発錆及び締付けの緩みの有無を目視及び手により点検し、緩みがある場合は増締めを行う。	1 Y

3. 機械設備

3. 1 一般事項

(1) 運転・監視

(ア) 運転に係る取扱いを法令で定めている場合には当該法令の定めるところによる。

(イ) 機器又は設備の運転は、性能及び規格に適した燃料及び補給材を用い、取扱い説明書に従い適正に操作する。

(ウ) 運転開始前若しくは運転終了直後又は運転中、巡視その他必要な状態監視を行う。

(エ) 機器又は設備の運転・監視記録は、機器の種別に応じてそれぞれ定められた項目に

ついて行う。

(オ) 運転・監視は、表中に定めるところにより適正に行う。

3. 2 温熱源機器

(1) 一般事項

運転・監視は表 3. 2 に定めるところにより適正に行う。

表 3. 2 温熱源機器

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 操作及び巡視	機器の種別に応じ、次に定めるところにより適正に行い、必要に応じ各部の汚れの除去、調整、ネジ増締め、その他これに類する措置を講じるものとする。	
(1) ボイラー		
ア 起動前		
(ア) 圧力計、水高計	①指針に狂いのないこと。	IN
	②ガラス及び文字盤に汚れ及び損傷のないこと。	IN
(イ) 水面計及び連絡配管並びに水位検出器連絡用配管	①コック又は弁の開・閉状態が正常であること。	IN
	②水面計、低水位遮断装置の機能に異常がないこと。	IN
(ウ) ボイラー水位	①水面計の水位が安全低水位以上の位置にあること。	IN
(エ) 燃料及び給水系統	①弁の開・閉状態が正常であること。	IN
	②配管接続部等から燃料、又は水漏れがないこと。	IN
(オ) 煙道ダンパー	①ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないこと。	IN
	②換気状態が良好に維持されていること。	IN
(カ) ボイラー室の換気	①ボイラー水の濃縮状態に応じてブローを行うこと。	IN
(キ) ブロー作業	②作業終了後、ブロー弁の閉止状態に異常がなく、弁及び配管から漏れがないこと。	IN
	①装置出口の水に硬度リークがないこと。	IN
	②再生用食塩の保有量が適切であること。	IN
(ク) 硬水軟化装置	①清缶剤等の薬液タンク内の保有量が適切であること。	IN
(ケ) 薬液タンク	①動作時間に異常のないこと。	ON
	②プレパージ中に空気ダンパーが十分な開度まで開いていること。	ON
イ 起動時		
(ア) プレパージ動作	①点火スパークの火炎の色及び大きさに異常のないこと。	ON

(イ) バーナー	②バーナーの点火時、バックファイヤー、著しい黒煙の発生、異常な燃焼音及び振動等がなくスムーズに点火すること。	ON
ウ ボイラー運転中		
(ア) 監視	①ボイラーの圧力及び水位並びに燃焼状態を監視すること。	1 D
(イ) 水位制御装置	①給水装置及び自動水位制御装置の機能が正常で、ボイラー水位が規定の位置に保たれていること。	1 D
(ウ) バーナーの自動発停	①ボイラー圧力が変化するとき、規定の圧力でバーナーが自動停止、又は起動すること。	1 D
(エ) 配管、安全弁	①安全弁に前漏れがないこと。	1 D
	②配管に漏れがないこと。	1 D
(オ) 燃焼ガス	①ボイラー外周部および煙道から燃焼ガスの漏れがないこと。	1 D
(カ) 缶水の測定	①缶水の電器伝導度、PH等測定しブロー量等の資料とする。	1 D
エ 運転終了時の作業	①制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、燃料手動弁を閉止にすること。	OFF
	②給水装置を運転し、ボイラー水位を常用水位より少し上げた位置で止め、給水止弁を閉止すること。	OFF
	③主蒸気弁を閉止すること。	OFF
	④煙道ダンパーを閉止すること。	OFF
	⑤電源スイッチを遮断すること。	OFF
	⑥吹き出し弁及び配管に漏れがないこと。	OFF
	⑦燃料、給水及び蒸気の各系統に漏れがないこと。	OFF
	⑧ボイラー周辺部に損傷がないこと。	OFF

3. 3 冷熱源機器

(1) 一般事項

運転・監視は表 3. 3 に定めるところにより適正に行う。

表 3. 3 冷熱源機器

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 操作及び巡視	次のアからウまでに定めるところにより適正に行い、必要に応じ、各部の汚れの除去、調整、ネジの増締め、注油その他これに類する措置を講じるものとする。	
ア 起動前		
(ア) 圧力計及び温度計	①指針に狂いのないこと。	ON
	②ガラス及び文字盤に汚れのないこと。	ON
(イ) 冷温水及び冷却水配管系統	①各種弁の開閉状況が運転に支障のないこと。	ON
	②配管接続部、機器水室部等より水漏れがないこと。	ON

イ 運転中	①各部の圧力及び温度が規定の範囲内であること。	1 D
	②配管に、漏れ、振動等の異常がないこと。	1 D
	③運転時に音及び振動に異常がないこと。	1 D
	④運転時の負荷状況に異常がないこと。	1 D
ウ 運転終了時の作業	①運転を停止するに際しては、関連機器の所定の停止順序に従い行うこと。	OFF
	②弁類を所定の開閉位置にすること。	OFF
	③電源開閉器を規定の位置にすること。	OFF

3. 4 冷暖房関連機器

(1) 一般事項

運転・監視は表 3. 4 に定めるところにより適正に行う。

表 3. 4 冷暖房関連機器

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 操作及び巡視	次のアからキまでに定めるところにより適正に行い、必要に応じ、各部の汚れの除去、調整、ネジの増締め、注油その他これに類する措置を講じるものとする。	
ア オイルタンク	①地下タンク点検要領により行うこと。	1 M
	②遠隔油量計に損傷がなく指示に異常がないこと。	1 M
イ 貯湯槽及びヘッダー	①異音、及び異常振動がないこと。	1 M
	②蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていること。	1 M
ウ 冷却塔	③給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないこと。	1 M
	①ケーシングに異常振動がないこと。	1 W
	②水槽に水漏れがなく、水位に異常がないこと。	1 W
	③送風機の各部に異音又は異常振動がなく、羽根車の回転が円滑であること。	1 W
	④運転電流が定格電流値以下であること。	1 W
エ エアハンドリングユニット	①異音、異常振動がないこと。	1 M
	②本体ケーシング、ダクト接続部等に空気漏れがないこと。	1 M
	③運転電流が定格電流値以下であり、通常範囲にあること。	1 M
	④還気・給気並びに冷温水入口・出口温度差に異常がないこと。	1 M
	⑤差圧計に異常がないこと。	1 M
オ ポンプ	①各部に異音及び異常振動がないこと。	1 W
	②軸封部からの水漏れが適量であること。	1 W
	③電動機に異常発熱がないこと。	1 W
	④運転電流が定格電流値以下であること。	1 W

カ 送風機	①各部に異音及び異常振動がないこと。	1 W
	②運転電流が定格電流値以下のこと。又は、通常と著しい相違がないこと。	1 W
	③V ベルトのバタツキがないこと。	1 W
キ 全熱交換機	①異音、異常振動がないこと。	1 W
	②駆動装置（モーター、チェーン、ベルト）に異常のないこと。	1 W

3. 5 給排水衛生機器

(1) 一般事項

運転・監視は表 3. 5 に定めるところにより適正に行う。

表 3. 5 給排水衛生機器

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 巡 視	巡視は、次の（ア）及び（イ）に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、各部の汚れの除去、調整、ネジ増締め、注油その他これに類する措置を講じるものとする。	
2 ポンプ		
（ア）共通事項	①各部に異音及び異常振動がないこと。	1 W
	②運転電流が定格電流値以下であること。	1 W
（イ）揚水ポンプ及び給湯ポンプ	①軸封部からの水漏れが適当であること。	1 W
	②電動機に異常発熱がないこと。	1 W

3. 6 昇降機

(1) 一般事項

運転・監視は表 3. 6 に定めるところにより適正に行う。

表 3. 6 昇降機

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
1 巡 視	巡視は、次の（ア）から（エ）定めるところにより適正に行い、昇降機の運行に支障があると認めたときは、直ちに運行を中止して施設管理責任者に報告のうえ、専門業者に連絡する等の必要な措置を講じること。	
（ア）戸	①戸の開閉が円滑で異音及び異常振動がないこと。	1 D
	②敷居溝にごみや異物がある場合は清掃すること。	1 D
（イ）乗り場	①乗り場ボタン、三方枠、戸、敷居に損傷がないこと。	1 D
（ウ）か ご	①戸並びにかごの周壁、天井及び床に剥離、損傷等がないこと。	1 D
	②汚れがある場合は清掃すること。	1 D
（エ）運転状況	①走行中振動、音等並びに着床に異常がないこと。	1 D

4 監視制御設備

4. 1 中央監視制御装置

(1) 一般事項

監視制御装置の運転・監視にあたっては、表4. 1の定めるところにより、建築設備の監視制御を停止することなく行うものとする。

表4. 1 中央監視制御装置

運転・監視項目	運転・監視内容	周期
監視制御盤類		
ア 外観	①監視制御盤類に塵埃、腐食等の有無の点検を行う。	1 Y
	②監視制御盤類に異音、異臭及び異常振動の有無を目視、聴覚及び臭覚により点検する。	1 Y
イ 監視操作	①機械等の正常な運転状態を監視し必要に応じ制御する。又機器、計器類の記録など設備の総合監視を行う。	1 Y
ウ 装置、機器等	①C R T・キーボード等に画面の異常、異臭及び異音の点検し、異常な温度上昇及び作動の確認を行う。	1 Y
	②プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の確認を行う。	1 Y
	③表示灯（ランプ類）のランプテストを行う。	1 Y

(以上)

営繕等業務特記仕様書

1 業務の内容

(1) 院内各所の小修繕

院内各所の小修繕を実施すること。ただし、対応困難な事例については適切な専門業者へ修理依頼を行う必要があるため、適宜病院担当者へ連絡すること。

(2) 工事・点検・修繕等現場での立会い業務

院内で業者が実施する工事・点検・修繕等の業務については、必要に応じて現場立会いし、安全に作業ができるよう補助すること。

(3) 図面の管理

各設備の図面・関係図書を整理保管し、追加工事によって図面に変更があった場合は、病院担当者から施工図等の支給を受け、整理する。

現時点で整理しきれていない図面についても、継続的に整理に努めること。

(4) 機器一覧及び業務マニュアルの作成

「点検及び保守業務特記仕様書」、「運転及び監視特記仕様書」に記載のある機器については、機器一覧と業務マニュアルを作成すること。

(5) 鍵の管理

こころの医療センターで使用している鍵を管理し、キーボックスに整理・収納すること。

新たに鍵が増えた場合は、病院担当者からスペアキーの支給を受けること。

現時点で把握しきれていない鍵についても、継続的に整理に努めること。

(6) 予備品等の管理

支給された消耗品及び予備品の在庫管理を行うこと。